

経営について

◆中期経営計画(2024-2026年度)	11
◆お客さま本位の業務運営	13
◆健康経営の取組み.....	19
◆財務の健全性	
格付け.....	21
ソルベンシー・マージン比率	21
実質資産負債差額.....	21
基礎利益.....	22
利差(順ざや／逆ざや).....	22
責任準備金の積立状況.....	22
MCEV	23
◆主要業績の推移	
直近事業年度における事業の概況.....	25
損益の状況.....	25
主要業績の推移.....	25
収支の状況.....	27
資産・負債の状況	29
2023年度の一般勘定資産の運用状況	31
◆業務品質向上に向けた取組み	
業務品質向上推進態勢.....	33
カスタマーセンターのご案内	36
◆お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して	
保険金等支払管理態勢.....	37
保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて	37
保険金等のお支払い状況.....	38
内部統制の整備.....	39
利益相反取引の管理.....	43
コンプライアンス態勢	44
反社会的勢力への対応	47
お客さま情報の保護	48
◆戦略的リスク経営(ERM)	
戦略的リスク経営(ERM)に関する体制	58
戦略的リスク経営(ERM)の運営.....	59
◆生命保険契約者保護機構	
生命保険契約者保護機構とは	61
◆役員一覧.....	62

中期経営計画(2024–2026年度)

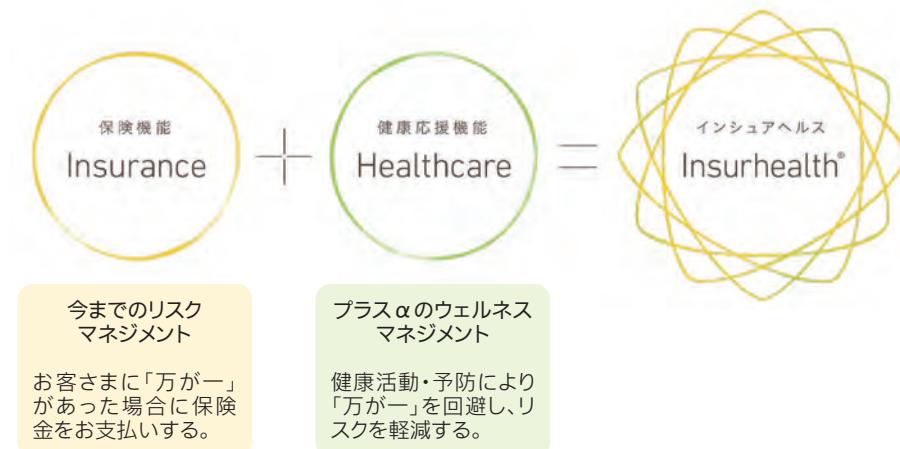
経営方針

● ビジョン「健康応援企業」の確立に向けたこれまでの取組成果

当社は、2016年度から“国民が健康になることを応援する”「健康応援企業」への変革を掲げ、従来の保険機能(Insurance)に、健康を応援する機能(Healthcare)を組み合わせた新たな価値である「Insurhealth®(インシュアヘルス)」の提供を開始しました。

前中期経営計画(2021–2023年度)では、より多くのお客さまにInsurhealth®をお届けするとともに、お客さまの健康を応援するコミュニケーション活動(健康応援CX)に取り組むことで、「健康応援企業」の確立を目指しました。

その結果、2023年度末までに提供したInsurhealth®全10商品の累計販売件数は約160万件、累計新契約件換算保険料は約1,160億円に達しました。また、健康応援機能の1つである、保険加入後の禁煙、血圧・BMI改善に成功するとキャッシュバックと保険料割引を得ることができる「健康☆チャレンジ!制度」のチャレンジ成功者は累計1.3万件に達し、成功者の入院率は未成功者と比べて約50%低いという結果も得ることができました。



● 新中期経営計画の経営方針

新中期経営計画
(2024 - 2026年度)

お客さま本位で、ひまわりファンを
さらに増やし、健康にすることで、
社会価値と経済価値の双方を創出する

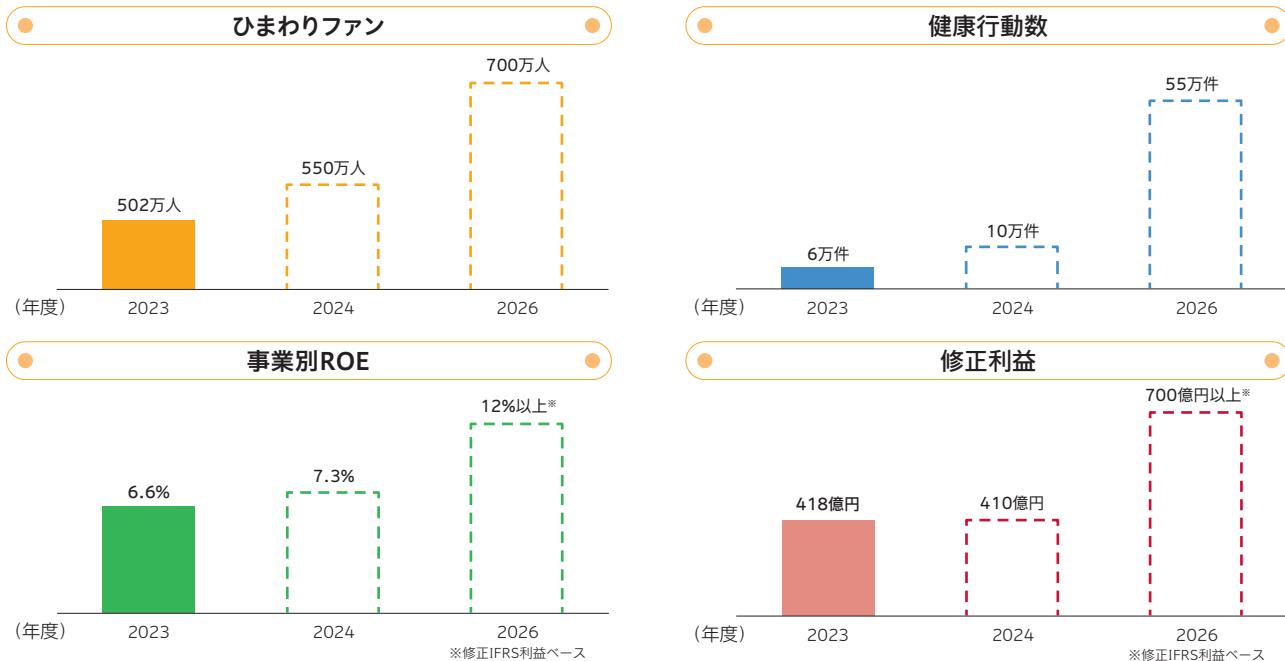
ひまわりファンとは、健康応援企業として当社が提供する保険商品とヘルスケアサービスの双方の価値に共感いただいているお客さまを表現することばです。

新中期経営計画では、お客さま本位で、より多くのお客さまにInsurhealth®の価値をお届けすることにより、2026年度末のひまわりファン数700万人を目指します。

保険にご加入いただいたお客さまには、保険商品もしくは

ヘルスケアサービスの健康応援機能の活用をお勧めすることにより、2026年度に、年間55万件の健康に向かう行動変容の取組数(健康行動数)を目指します。

これらの取組みを通じて、健康寿命延伸などの社会課題の解決に貢献することで社会価値を創出しながら、2026年度、修正IFRS利益700億円以上、事業別ROE12%以上の経済価値を創出することを目指します。



◆ 経営方針を実現するための戦略(3つの挑戦)

当社は、新中期経営計画の経営方針を実現するため、3つの挑戦に取り組みます。

【挑戦①】保険商品の提案と健康応援サービスの提案を同価値に位置づけ、一体提案(トレードオン営業)することにより、多くのお客さまのひまわりファン化を目指します。

【挑戦②】保険商品と健康応援サービスの一体開発と、事務部門による健康応援体制(健康応援事務)の構築により、健康応援CXを当社ならではの強みとして差別化を図ります。

【挑戦③】選択と集中による挑戦①②の重点領域投資で生産性を高める事業費構造改革に取り組みます。



◆ 挑戦における主役・加速化する力

挑戦の主役となる当社社員は、自ら考え、行動し、新たな価値を創造・提供できる健康応援企業の確立に貢献できる人財を目指します。当社は、社員が主体的にキャリアを考え、自ら学び、他者とも相互に成長し合える環境を作ることで、自律型人財を増やしていきます。

さらに、挑戦を通して蓄積されるお客様のデータと外部

データを収集・分析・活用しながら、ひまわりファンを増やし、健康にする精度を高め、Insurhealth®の価値を向上させるドライバーとします。デジタル・データを活用することで、当社独自のコミュニケーション、商品・サービス開発などが可能となり、唯一無二の強みを生み出していくます。

お客さま本位の業務運営

お客さま本位の業務運営方針

SOMPOひまわり生命保険株式会社（以下「当社」）は、「安心・安全・健康」であふれる未来へ」というSOMPOのパスの実現に向け、「お客さま本位の業務運営方針」（以下「本方針」）を定め、生命保険を基盤にお客さまが健になることを応援する「健康応援企業」としての存在意義を確立してまいります。

なお、本方針に基づく取組状況は定期的に確認し、業務の見直しを行うとともに、その結果を公表します。また、本方針はお客さまの視点で定期的に見直しを行います。

1 お客さまの最善の利益の追求

- 当社は、コンプライアンス（法令等遵守）を事業の大前提としたうえで、SOMPOのパーサスを踏まえ、お客さまの最善の利益を追求します。
- 当社は、お客さまからのご意見・ご要望等の「お客さまの声」を真摯に受け止め、事業活動の品質向上に活かしてまいります。

お客さまの声を経営に活かす取組み

- カスタマーセンター、ご相談窓口、アンケート、営業店、代理店などさまざまな経路を通じて、お客さまからの直接的な感謝、苦情、ご意見・ご要望等に加え、お客さま視点による社員からの提案など、お客さまの声を幅広く収集することに積極的に取り組んでいます。
- 収集したお客さまの声は一元的に管理し、商品・サービスの開発、業務改善・品質向上やお客さまの利便性向上につなげ、お客さまの声を活かした改善に継続的に取り組んでいます。また、その改善事例を定期的に当社公式ウェブサイトなどで公表しています。

✓ 当社は、「お客さまの声を経営に徹底活用すること」を「コエ活」と称し、お客さまの声の収集と活用に全社をあげて取り組んでいます。

当社は、「コエ活」を本方針の定着に向けた推進エンジンと位置づけており、「コエ活」を開始した2019年度以降、お客さまの声を積極的に収集した結果、2023年度は35,610件（感謝・感謝18,377件、苦情9,666件、ご意見・ご要望7,567件）のお客さまの声を収集。また、お客さま視点による社員からの提案（FD提案制度）も2023年度は1,255件となりました。

お客さまの声、お客さま視点による社員からの提案を集める仕組みは定着しつつあるため、今後は件数だけではなく内容を重視し、よりお客さまの声を経営に活用する取組みを推進します。

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、2023年度のお客さまの声の件数は大きく減少しました。



✓ 2023年度は、「LINEによるチャット対応業務の拡大」、「デジタル請求による診断書請求の取扱い開始」や「AI自動音声応答サービスによる給付金請求受付の範囲拡大」など、合計557件の改善取組みを行いました。改善取組みの事例は当社公式ウェブサイトで公表し、定期的に更新しています。



お客さま本位の業務運営の 推進体制

・取締役または執行役員の中から「FD[※]推進統括責任者」を選任するとともに、本方針の推進責任を担う部門としてFD推進部を設置し、本方針の推進、定着、進化に向けて取り組んでいます。

※FD(Fiduciary duty: フィデューシャリー・デューティー): 顧客本位の業務運営

・消費生活相談員や消費生活アドバイザー等の社外有識者からご意見などをいただく場としてFD社外モニター会議を設置し、原則毎月1回開催しています。



✓ 2023年度のFD社外モニター会議では、7議案について消費生活相談員等の社外有識者から当社の制度・事務等に対してご意見をいただき、お客さま視点による当社の業務改善に取り組みました。

議題	「健康☆チャレンジ! 制度(変額保険)※1のお客さま案内」	「リンククロス ライフイズ※2」のサービス内容・登録手続きに対する評価
議論のポイント	「健康☆チャレンジ! 制度」が理解できる内容になっているか	登録手続き方法がわかりやすく記載されているか
指摘内容	「健康☆チャレンジ! 制度」と健康ステージの関係がわかりづらい	マニュアルやメールの指示に従つてやってみたが、どのメールアドレスを使えばいいのかわからず、登録作業が最後までできなかった
改善内容	「健康☆チャレンジ! 制度」と健康ステージの関係をイメージ画像に追加し視覚的にわかりやすくしました	登録にはマイリンククロスに登録済みのアドレスが必要となることについて、マニュアルの改定およびユーザー向け登録案内メールの改修を実施しました

※1 ご契約後の所定期間に喫煙状況または健康状態などが改善され、当社の定める基準に適合した場合、健康ステージを変更することができます。

※2 女性のからだ・健康の悩みをテクノロジーで解決する“Femtec(フェムテック)”に着目し、働く女性のライフデザインの支援を目的とした有償ヘルスケアサービス。

お客さまへのわかりやすい 情報提供

2

当社は、お客さまにとって重要な情報を十分にご理解いただけるよう、提供する商品、サービスの特性に応じ、重要な情報をお客さまに適した方法でわかりやすく提供します。

商品・サービスに関するわかりやすい情報提供

・お客さまにわかりやすい情報提供を行うため、パンフレット、契約概要、注意喚起情報や手続書類の作成にあたっては、消費者モニター等外部の意見やユニバーサルデザインの観点を取り入れるなど、お客さま視点に基づくわかりやすさを追求する取組みを行っています。

✓ 当社は、ご契約に際して、お客さまが商品の内容を理解するために必要な情報(商品の仕組み、保障の内容、付加できる主な特約とその概要など)と、お客さまに対して注意喚起すべき情報(クリーリング・オフ、告知義務等の内容、責任開始期日など)を、それぞれ「契約概要」と「注意喚起情報」として、「ご契約に際しての重要事項」(冊子)を用いてお客さまへ情報提供しています。

✓ 当社の募集用の資料等は、ユニバーサルデザインフォントの採用や、より重要な情報は赤字、下線、「！」マークのアイコンで強調するなど、より適切にお客さまへ情報を伝えられるよう工夫しています。



3 お客さまにふさわしい商品、サービスの提供

- 当社は、お客さまの状況、知識や経験、加入目的および加入内容などを勘案し、お客さまのご意向に沿った適切な商品・サービスを提供します。
- 当社は、お客さまに万が一の際の保障に加え、健康の維持、増進という価値を提供します。契約前後においてもお客さまと「健康」を軸につながり続けることによって、お客さま一人ひとりに最適な商品・サービスを最適なタイミングで提供します。

「保険」と「健康」を統合した新たな価値 (Insurhealth[®]:インシュアヘルス)の提供

- 当社は、保険本来の機能(Insurance)と健康を応援する機能(Healthcare)を統合した従来にない新たな価値(Insurhealth[®])のお客さまへの提供を通じて、お客さまの万が一に備えるだけではなく、予測・予防・寄添いによりお客さまの健康の維持、増進のお手伝いをしています。

- ✓ 2023年5月に『健康をサポートする変額保険 将来のお守り』を発売し、2024年3月時点での累計販売件数は3万件を突破しました。

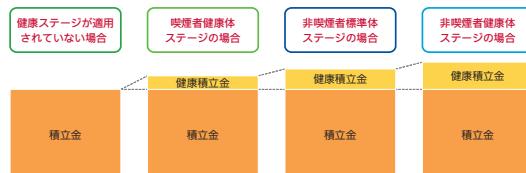
この商品は、人生100年時代における理想のライフプラン実現に向けて、死亡・所定の高度障害・所定の就労不能状態・所定の要介護状態の保障を確保し、安心して資産形成を行うことができます。

健康状態・喫煙状況などにより、「健康ステージ」を適用する場合の特則」を付加することができます。特則を付加した場合、適用される各健康ステージに応じて、当社が定める金額(健康積立金)を積立金に毎月加算します。

また、喫煙状況または健康状態などが改善した場合、健康ステージが変更となる「健康☆チャレンジ!制度」により、ご契約後もお客さまが健康であり続けることを応援します。

- ✓ 2018年4月から提供を開始したすべてのInsurhealth[®]商品の新契約年換算保険料の累計が1,000億円を突破しました。
- また、Insurhealth[®]商品である『健康をサポートする医療保険 健康のお守り』(2020年6月発売)と『健康をサポートするがん保険 勇気のお守り』(2021年10月発売)の累計販売件数がそれぞれ50万件を突破しました。

[毎月の健康積立金の加算イメージ(月払の場合)]



●健康ステージにかかわらず、第1保険期間(保険料払込期間)のうち積立金額が基本保険金額を超える期間は、健康積立金は発生しません。また、第1保険期間(保険料払込期間)のうち積立金額と基本保険金額の差が小さい期間においても、健康積立金が発生しない場合があります。

●健康ステージが適用されていない場合は、健康積立金の加算はありません。

●健康ステージにかかわらず、お払込みいただく保険料に変更はありません。



- 基本保険金額や第1保険期間(保険料払込期間)などのご契約内容によっては、健康積立金がごくわずかな場合があります。年齢や性別によっては、まったくない場合もあります。
- 被保険者が女性かつ非喫煙者標準体ステージの場合、第1保険期間(保険料払込期間)のうち20歳～27歳の各年齢においては、健康積立金は発生しません。



アフターフォローの取組み

- ・Insurhealth[®]では、お客さまの毎日の健康に寄り添うことで、お客さま一人ひとりに最適な情報を最適なタイミングで提供しています。
- ・お客さまにご契約内容などを定期的にご確認いただくため、毎年、お客さまにご契約内容や各種お手続きを案内する「ご契約内容のお知らせ」をお送りしています。

✓ 2021年度より、Insurhealth[®]商品の加入者やヘルスケアサービス（以下「サービス」）の利用者を“ひまわりファン”と位置づけ、健康応援CX（カスタマー・エクスペリエンス）^{*}により“ひまわりファン”の皆さまを健康にする取組みを行ってきました。

※保険機能とチャレンジ制度、サービスなどの健康応援機能の価値を、“ひまわりファン”に理解し享受いただくための一連の流れを指します。営業店と本社が一丸となり、“ひまわりファン”の健康を増進していくコミュニケーション活動です。

- ・Insurhealth[®]商品・健康応援機能の拡充
『健康をサポートする変額保険 将来のお守り』のリリースにより、Insurhealth[®]商品のラインアップが充実し、多種目提案とお客さまフォローによってお客さまにInsurhealth[®]の真の価値を届けることが可能となりました。
- ・有償サービスの推進強化
「リンククロス 血糖コーチング」や「リンククロス ライフイズ」などの有償サービスの推進を健康応援企業として積極的に取組み、2023年度は多くの企業に採用いただきました。
- ・Insurhealth[®]の実績
Insurhealth[®]の代表である「健康☆チャレンジ！制度」の成功者数は1.3万人を突破し、多くの“ひまわりファン”に価値を実感いただいています。
- ・Insurhealth[®]の効果
「健康☆チャレンジ！制度」成功者の入院率は、未成功者の入院率よりも約50%低くなっています^{*}。

※入院率は「健康☆チャレンジ！制度」にチャレンジ可能、かつ調査期間開始時点で有効な2018年度～2019年度契約を対象として、調査期間中の支払実績に基づき算出。%は未成功者入院率を100とした場合。

※「成功」と「未成功」の分類、および調査期間は以下の通り。
2018年度契約：2021年3月末の成功状況に基づき、2021年4月～2023年3月の支払実績を調査
2019年度契約：2022年3月末の成功状況に基づき、2022年4月～2023年3月の支払実績を調査

※入院の支払実績は、対象契約の被保険者と同一の被保険者が加入している医療保険契約における、当社の定める七大生活習慣病に該当する傷病による支払いを集計。

利益相反取引の適切な管理 4

当社は、お客さまの利益を害する恐れのある取引を適切に把握する態勢を整備し、管理します。

- ・お客さまの利益を不当に害することのないよう、SOMPOグループ 利益相反取引管理基本方針に基づき、当社グループ金融機関の取引などに起因する利益相反を適切に管理しています。
- ・当社との取引関係が資産運用に係る銘柄選定に影響を及ぼすことのないよう、資産運用部門とその他の部門との情報遮断を徹底しています。

方針の定着に向けた取組み 5

- ・当社は、社員に対し、本方針の定着に向けた動機づけの枠組みを構築し、健康経営、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進、働き方改革に取り組みます。
- ・当社は、商品・サービスの提供を委託する代理店、募集人に対し、本方針の定着に向けた指導、教育を行うとともに動機づけの枠組みを構築します。

徹底したお客さま視点を持った社員の育成

- ・社員一人ひとりがお客さまにより近いところで自ら課題を設定し、知恵を出し合い、職場・会社全体のチームワークで改善・進化する力（現場力）を発揮して、お客さま視点でさまざまな業務に取り組んでいます。
- ・スキルだけでなく、真にお客さまの立場になって判断し、常にお客さまに寄り添える社員を育成するため、定期的にコンプライアンス、健康や医療等に関する研修を実施し、本方針の定着に向けた取組みを進めています。
- ・営業社員の人財育成に特化したトレーニングセンター室を設置し、お客さまから評価いただける代理店・募集人を育成するために、営業社員の指導・トレーニングを継続的に行ってています。

- ✓ 当社は、真にお客さまの立場になって判断し、常にお客さまに寄り添える社員の育成や、社員のヘルスリテラシー向上のため、職場単位で「コンプライアンス・ミーティング」と「健康応援ミーティング」を実施しています。
- ✓ 当社は、Insurhealth[®]の価値をより多くのお客さまへお届けできるよう、トレーニングセンター室を設置し、営業社員の代理店対応力や専門性の強化、マーケット開拓力などのスキル強化に取り組んでいます。

代理店、募集人の業務品質向上

・お客様に適切に商品・サービスを提供する態勢を維持・強化するため、次の事項に重点を置いた各種研修・教育制度等を通じて、代理店と募集人の業務品質の向上を図っています。

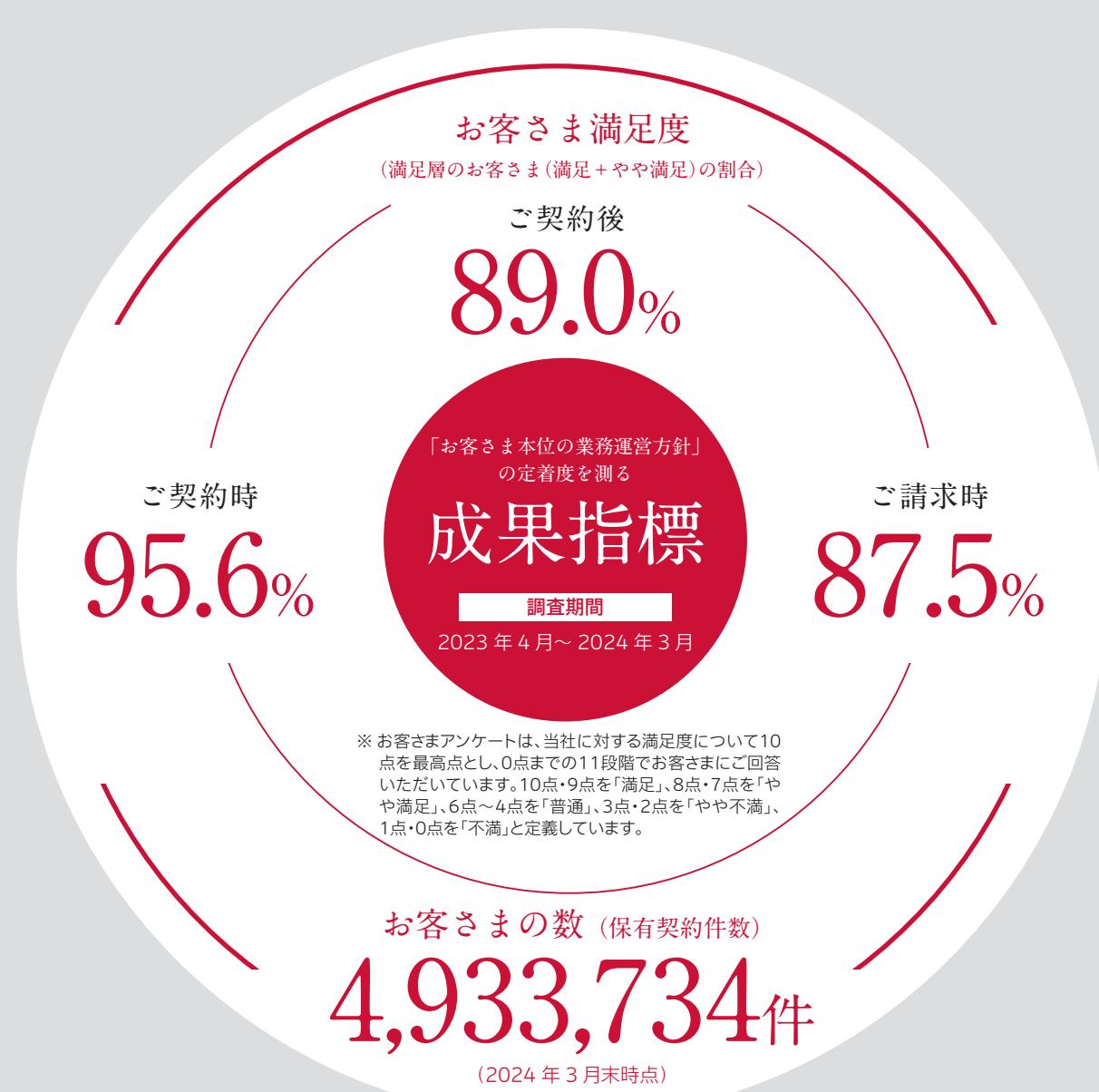
- ①意向把握、重要事項説明、告知の取扱いなど保険募集に関する事項
- ②お客様への最適な保障・サービスの継続的な提供（アフターフォロー）に関する事項
- ③代理店自身の業務改善サイクル（代理店の内部管理態勢）の整備・強化に関する事項

・「高いコンサルティング提案力」、「健康応援の実現（Insurhealth®推進）」、「お客様本位の業務運営」を兼ね備えた当社の最高品質の募集人を「HLアドバイザー®」と定義し、お客様に感動していただける募集人の育成を進めています。

- ✓ 当社は、継続教育制度等を通じて、意向把握、重要事項説明、告知の取扱い、商品を選別・推奨する理由の適切な説明など保険募集に関する事項や、お客様へのアフターフォローに関する事項などを教育することで、代理店、募集人の業務品質の向上を図っています。
- ✓ 当社は、「HLアドバイザー®」の認定基準として、Insurhealth®商品の販売件数等の販売基準だけでなく、ペーパーレス申込手続き率やFP資格保有状況等の品質基準も設定しており、2023年度（2024年3月末時点）は394名の募集人を「HLアドバイザー®」として認定し、HLアドバイザークリスタル（認定盾）と証券フォルダーを贈呈しました。



HLアドバイザー



健康経営の取組み

当社は、「健康応援企業」の確立を実現するために、社員・代理店とその家族の健康維持、増進が不可欠であるとの考えのもと、健康経営の取組みを推進しています。

また、「健康応援企業」を実現するための両輪を「Insurhealth®（インシュアヘルス）」および「健康経営」と定義し、2016年度から重要な経営戦略の一つとして健康経営に取り組んでいます。

— SOMPOひまわり生命保険の健康経営宣言 — 健康経営推進体制図

SOMPOひまわり生命は、社員一人ひとりが健康を実感し、お客様の健康を応援する「健康応援企業」として、健康経営を推進します。そのため会社は以下の3つに取り組みます。



主な取組み内容

社員とその家族の健康維持・増進を支援

健康管理・予防

- 一般定期健康診断 受診率100%
- 感染症予防ワクチン接種費用補助（インフルエンザ、麻疹・風疹など）
- ストレスチェックの実施
- 健康応援セミナー、健康応援ミーティングの実施

女性の健康

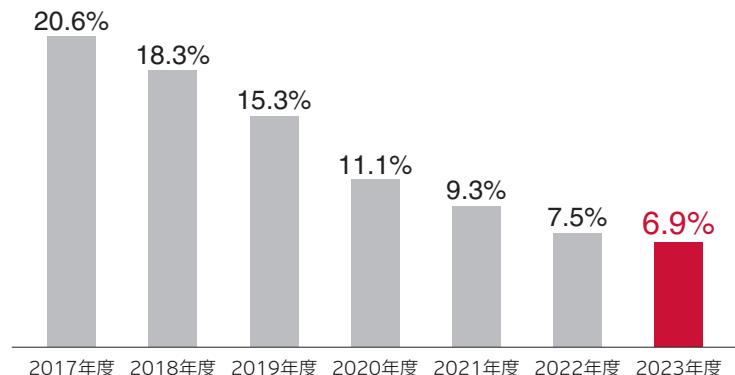
- 乳がん、子宮がん検診費用補助
- 女性の健康セミナーの実施
- 女性の健康検討会「ひまわりLULUプロジェクト」
- Femtechサービスの社員への導入

運動

- ウェアラブル端末の活用
- クアオルトの実施*
- * ドイツ語で療養地の意味。当社は、全国の日本クアオルト協議会加盟自治体と連携し、クアオルトプログラム（健康増進に向けたウォーキングの実施や地場産食材を使った栄養バランスの優れた料理の提供、温泉施設との連携を利用した健康増進プログラム）を全社員を対象に実施しています。
- オンライン運動セミナー
- SOMPOひまわり体操の実施



●全社員における喫煙率の推移



健康増進スペース

- ・「ひまわりラウンジ～サンテリエ～」の活用

ワークライフ・バランス

- ・早帰りの推奨
- ・休暇取得の推進
- ・プレミアムフライデーズ
- ・レイト・アーリーワーク
- ・シフト勤務・フレックスタイム制
- ・生産性評価
- ・テレワークの活用

睡眠

- ・本社ビルに仮眠可能スペースの設置
- ・睡眠改善プロジェクト

禁煙

- ・全社員就業時間内禁煙
- ・喫煙者向け個別サポートの実施
- ・新入社員の非喫煙者採用

社員の様々な ライフステージに 寄り添う

妊娠・育児

- ・短時間勤務制度
- ・シフト勤務
- ・週4勤務制度
- ・育産休マニュアルの公開
- ・男性育休の取得積極推進
- ・まご・おいめい育児休暇
- ・転居転勤免除制度

シニア活躍

- ・再雇用制度
- ・ライフデザイン研修

介護

- ・短時間勤務制度
- ・シフト勤務
- ・週4勤務制度
- ・転居転勤免除制度
- ・仕事と介護のお役立ちサイトの提供

治療

- ・治療と仕事の両立支援BOOKの公開
- ・短時間勤務制度
- ・シフト勤務
- ・週4勤務制度
- ・フレックスタイム制
- ・ハートフル休暇
- ・職場理解セミナー
- ・がん検査等費用補助

社外からの認定

- ・健康経営優良法人2024(大規模法人部門(ホワイト500))認定
- ・健康優良企業認定制度「健康優良企業 金の認定」
- ・令和5年度東京都スポーツ推進企業認定
- ・スポーツエールカンパニー2024(シルバー) 認定
- ・令和5年度がん対策推進優良企業
- ・がん対策推進パートナー賞「情報提供部門」
- ・女性の健康経営®アワード2023「推進賞」
- ・野菜を食べようプロジェクト「野菜サポーター」
- ・Sport in Life アワード「Sport in Life 2023賞」



財務の健全性

格付け

当社は国内外の権威ある格付機関であるS&Pグローバル・レーティングおよび格付投資情報センターから格付けを取得しています。(2024年7月現在)

A+

S&Pグローバル・レーティング
保険財務力格付け

AA

格付投資情報センター
保険金支払能力

○保険財務力格付けは、保険契約の諸条件にしたがって支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものです。

○保険金支払能力は、保険会社の保険債務が約定どおりに履行される確実性についての意見を表したものです。

ソルベンシー・マージン比率

2023年度末のソルベンシー・マージン比率は75.5ポイント上昇し1,128.7%となりました。引き続き、高い水準を維持しており、十分な保険金支払能力を確保しております。

1,128.7%

2023年度末

○ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	309,186	422,873
リスクの合計額 (B)	58,712	74,928
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,053.2%	1,128.7%

実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政監督上の指標のひとつです。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令などの対象となることがあります。

当社の2023年度末の実質資産負債差額は1,155億円となりました。

<ご参考>2022年度末実質資産負債差額 3,179億円

1,155億円

2023年度末

基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入(戻入)などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2023年度の基礎利益は、2022年度実績△18億円に対して333億円増加し、315億円となりました。

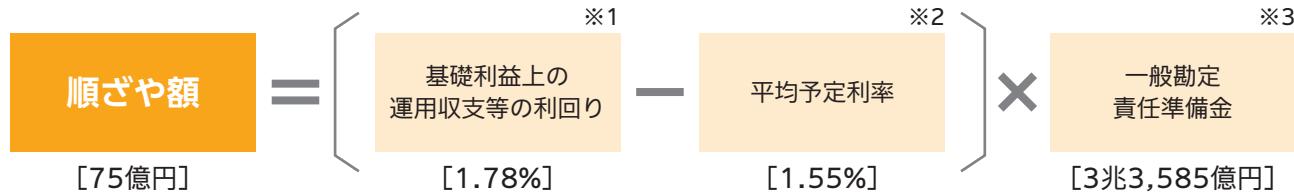
315億円

2023年度

利差(順ざや／逆ざや)

予定期率により見込んでいる運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。2023年度の順ざや額は、金利上昇などによる運用収支の改善により、2022年度の32億円から75億円に増加しました。

利差(順ざや／逆ざや)の算出方法



※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定期率とは、予定期の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。

(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定期) × 1/2

責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、責任準備金の積立てが義務づけられています。この責任準備金の積立て方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立て水準が高い「平準純保険料式」による積立てを実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金などの支払率の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、そ

の結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積増しを行うことが義務づけられています。

なお、ストレス・テストの結果、第三分野保険の2023年度末責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレス・テストに基づく危険準備金、追加責任準備金の積立ては行っていません。

財務の健全性

MCEV(Market Consistent Embedded Value)

● MCEVとは

MCEVとは、市場整合的エンベディッド・バリューの略称であり、金融市場における金融商品の価格と整合的な評価となる手法を用い、生命保険事業に係るリスクについて十分な考慮をしたうえで、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したものです。

MCEVは、企業の「純資産価値」と、保有契約からもたらされる将来利益の現在価値である「保有契約価値」との合計額です。

一般に生命保険契約は、新契約が成立してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書などの法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

欧洲では、主要保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を開示した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後、計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場整合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles[※](以下「MCEV Principles」)が2008年6月に公表されました。

当社においても、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

※Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008

● 2023年度末MCEV

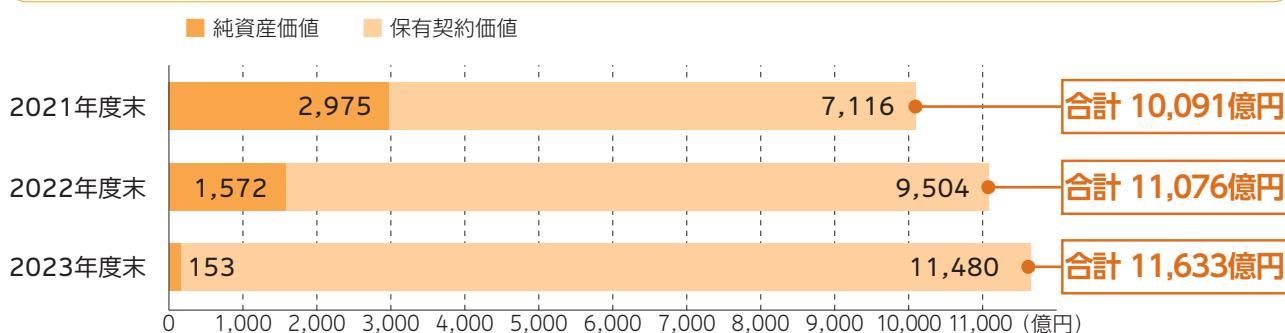
2023年度末MCEVは下表のとおりです。

(単位:億円)

	2022年度末	2023年度末	増減額
年度末MCEV	11,076	11,633	+ 556
純資産価値	1,572	153	△ 1,418
保有契約価値	9,504	11,480	+ 1,975
新契約価値	351	330	△ 21

- ・純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。具体的には貸借対照表の純資産の部の額に、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、契約者配当準備金中の未割当額、満期保有目的の債券の含み損益、責任準備金対応債券の含み損益および金融派生商品の含み損益を加え、無形固定資産を控除した後、これら前8項目に係る税効果相当額を差し引いたものです。
- ・保有契約価値は、保有契約から将来生じる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したものであり、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を差し引いた額です。
- ・新契約価値は、当年度に成立した新契約の評価日における価値を示したものであり、年度末MCEVの内数です。
- ・金額については億円未満を切り捨てて表示しています。

MCEV推移



2022年度末から2023年度末への変動要因

2022年度末から2023年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

増加要因として2023年度新契約価値(A)、2022年度末保有契約価値の割り戻し(B,C)、保険関係の前提条件の変更(E)があげられる一方、減少要因として保険関係の前提条件と実績の差異(D)、保険事業に係るその他の要因に基づく差異(F)、経済前提条件と実績の差異(H)があげられます。

これらの要因によるMCEV増減総計は709億円の増加となり、株主配当支払の実施により、結果として2023年度末のMCEVは556億円増加しました。

(単位:億円)

変動要因	MCEV
2022年度末MCEV	11,076
A.2023年度新契約価値	+ 330
B.2022年度末保有契約価値の割り戻し (リスクフリーレート分)	+ 200
C.2022年度末保有契約価値の割り戻し (期待超過収益分)	+ 53
D.保険関係の前提条件と実績の差異	△ 90
E.保険関係の前提条件の変更	+ 362
F.保険事業に係るその他の要因に基づく差異	△ 76
G.保険事業活動によるMCEV増減(A～F)	+ 779
H.経済前提条件と実績の差異	△ 69
I.その他の要因に基づく差異	—
MCEV増減総計(G～I)	+ 709
株主配当支払	△ 153
2023年度末MCEV	11,633

その他

●保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに、MCEV算出手法、前提条件および算出結果の妥当性について検証を依頼し、意見書を受領しています。

意見書およびMCEVに関する詳細については当社の公式ウェブサイトでご参照いただけます。

●MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実現値とは異なるものです。前提条件と将来の実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。

また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて行う判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。

これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではありませんので、ご注意ください。

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況

2023年度の新契約高は前年度比101.4%の1兆7,488億円となりました。2023年度末の保有契約高は前年度末比98.2%の22兆6,476億円となりました。
(契約高は個人保険と個人年金保険の合計です。)

保険料等収入は、前年度比99.7%の4,330億円となりました。

総資産は当年度中に2,025億円増加し、当年度末には4兆1,654億円となりました。

主要業績の状況

	2022年度(末)	2023年度(末)	前年度(末)比
新 契 約 高	1兆7,241億円	1兆7,488億円	101.4%
保 有 契 約 高	23兆675億円	22兆6,476億円	98.2%
保 険 料 等 収 入	4,344億円	4,330億円	99.7%
総 資 産	3兆9,628億円	4兆1,654億円	105.1%

損益の状況

2023年度の経常利益は278億円となり、前年度実績63億円に比べ214億円増加しました。
当期純利益は158億円となり、前年度実績9億円に比べ

149億円増加しました。

基礎利益は315億円となり、前年度実績△18億円に比べ333億円増加しました。

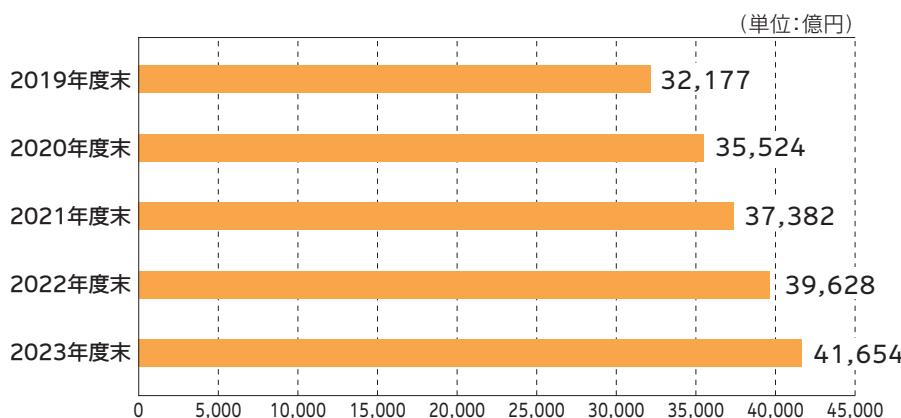
主要業績の推移

(単位:百万円)

項目	2019年度(末)	2020年度(末)	2021年度(末)	2022年度(末)	2023年度(末)
総資産	3,217,752	3,552,464	3,738,246	3,962,833	4,165,432
有価証券残高	2,983,851	3,260,451	3,476,978	3,735,314	3,935,368
責任準備金残高	2,919,802	3,099,850	3,245,593	3,378,531	3,511,187
経常収益	500,819	503,714	493,056	518,504	538,546
保険料等収入	446,510	441,549	436,893	434,473	433,079
資産運用収益	49,425	56,037	53,709	82,038	103,274
保険金等支払金	190,877	195,395	215,929	253,947	228,406
うち解約返戻金	89,761	90,275	107,023	111,098	112,182
経常利益	28,436	32,129	26,444	6,330	27,818
当期純利益	16,583	20,049	15,924	945	15,889
ソルベンシー・マージン比率	1,472.1%	1,460.4%	1,359.8%	1,053.2%	1,128.7%
新契約高	2,475,501	2,141,022	1,924,487	1,724,168	1,748,842
保有契約高	23,658,846	23,766,355	23,517,228	23,067,546	22,647,645

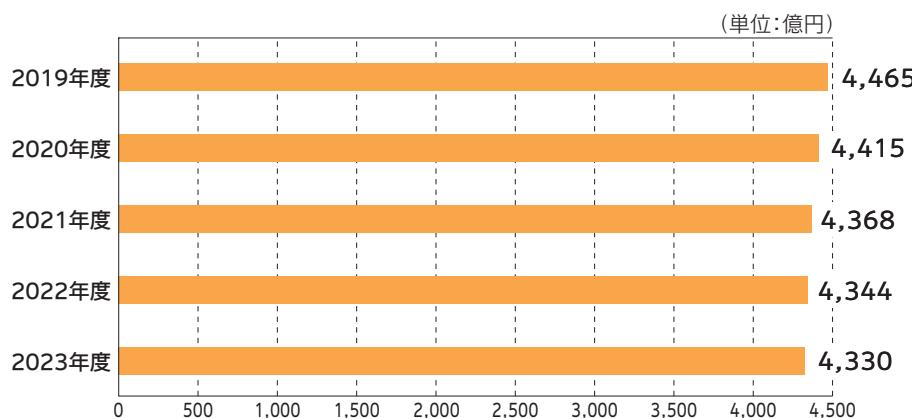
(注)新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

総資産の推移



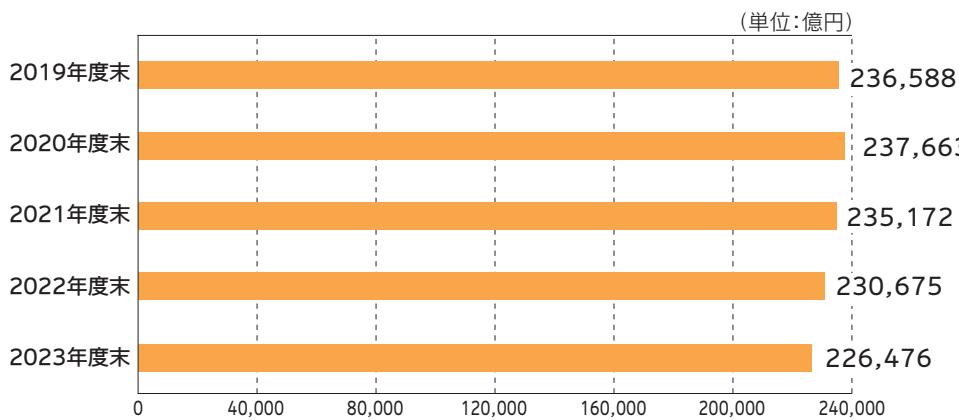
総資産は2,025億円増加し、4兆1,654億円になりました。

保険料等収入の推移



保険料等収入は一般事業会社の売上高に相当します。2023年度は前年度比0.3%の減少となりました。

保有契約高の推移(個人保険と個人年金保険の合計)



保有契約高は個々の被保険者さまに対して当社が保障する金額の総合計額です。
2023年度末は前年度末比1.8%の減少となりました。

主要業績の推移

収支の状況

損益計算書(抜粋)

(単位：百万円)

科 目		2022年度	2023年度
		金額	金額
経常収益	①	518,504	538,546
保険料等収入	②	434,473	433,079
保険料		430,164	429,163
再保険収入		4,308	3,916
資産運用収益	③	82,038	103,274
利息及び配当金等収入		54,982	59,918
有価証券売却益		18,732	29,801
為替差益		6,890	6,570
特別勘定資産運用益		1,430	6,984
その他経常収益		1,992	2,192
経常費用	④	512,173	510,728
保険金等支払金	⑤	253,947	228,406
保険金		42,542	41,109
年金		12,144	11,608
給付金		79,929	55,563
解約返戻金		111,098	112,182
その他返戻金		4,145	3,738
再保険料		4,086	4,202
責任準備金等繰入額	⑥	132,937	132,656
資産運用費用	⑦	21,717	48,117
支払利息		150	65
有価証券売却損		16,637	39,736
有価証券評価損		—	99
金融派生商品費用		4,773	7,972
事業費	⑧	99,017	96,145
その他経常費用		4,553	5,402
経常利益	⑨	6,330	27,818
特別利益		3	0
特別損失	⑩	1,449	2,384
契約者配当準備金繰入額	⑪	3,371	3,123
税引前当期純利益		1,512	22,310
法人税及び住民税		338	6,294
法人税等調整額	⑫	229	125
法人税等合計		567	6,420
当期純利益	⑬	945	15,889

①経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
②保険料等収入	ご契約者さまから払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。再保険収入(再保険契約による受取保険金等)もこちらに計上します。
③資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。
④経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。
⑤保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険料(再保険契約による支払保険料)もこちらに計上します。
⑥責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。 損益計算書上は(繰入額-戻入額)の差額で表示されます。
⑦資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。
⑧事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の「販売費及び一般管理費」に当たります。
⑨経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、毎年継続的に発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。
⑩特別損失	特別な要因で一時的に発生した損失を計上します。
⑪契約者配当準備金繰入額	ご契約者さまに対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。
※当社では、ほとんどが団体保険契約にかかる配当準備金の繰入です。	
⑫法人税等調整額	税効果会計を適用したことによる法人税及び住民税の当期調整額を計上します。
⑬当期純利益	税引前当期純利益から法人税等合計を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

主要業績の推移

資産・負債の状況

貸借対照表(抜粋)

(単位：百万円、%)

科 目	2022年度末		2023年度末	
	金 額		金 額	構成比
(資産の部)				
現金及び預貯金	79,308		115,961	2.8
有価証券	① 3,735,314		3,935,368	94.5
国債	2,693,598		2,967,250	71.2
地方債	56,732		59,497	1.4
社債	380,019		382,384	9.2
株式	10,424		13,780	0.3
外国証券	587,130		497,295	11.9
その他の証券	7,409		15,160	0.4
貸付金	② 42,150		42,953	1.0
有形固定資産	1,750		2,057	0.0
無形固定資産	3,620		4,140	0.1
代理店貸	119		195	0.0
再保険貸	1,650		1,814	0.0
その他資産	59,467		56,189	1.3
未収金	40,994		36,675	0.9
未収収益	9,672		9,784	0.2
繰延税金資産	③ 39,503		6,877	0.2
貸倒引当金	△ 51		△ 125	△ 0.0
資産の部合計	3,962,833		4,165,432	100.0
(負債の部)				
保険契約準備金	3,423,777		3,555,847	85.4
支払備金	④ 40,758		40,221	1.0
責任準備金	⑤ 3,378,531		3,511,187	84.3
契約者配当準備金	4,488		4,438	0.1
代理店借	5,134		5,481	0.1
再保険借	1,075		1,129	0.0
その他負債	414,812		399,549	9.6
役員賞与引当金	25		42	0.0
退職給付引当金	5,316		5,649	0.1
時効保険金等払戻引当金	542		345	0.0
特別法上の準備金	10,958		12,035	0.3
価格変動準備金	10,958		12,035	0.3
負債の部合計	3,861,642		3,980,080	95.6
(純資産の部)				
資本金	17,250		17,250	0.4
資本剰余金	13,333		13,333	0.3
利益剰余金	96,422		97,012	2.3
株主資本合計	127,005		127,595	3.1
その他有価証券評価差額金	⑥ △ 25,815		57,755	1.4
純資産の部合計	101,190		185,351	4.4
負債及び純資産の部合計	3,962,833		4,165,432	100.0

①有価証券

有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業などが発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債など、海外の国・企業などが発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式など、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

②貸付金

生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

③繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

④支払備金

支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金などのうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

⑤責任準備金

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立てが義務づけられている準備金です。
責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

※当社は平準純保険料式による積立てを行っています。

⑥その他有価証券評価差額金

生命保険会社では保有する有価証券をその保有目的に応じて、「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「責任準備金対応債券」、「子会社・関連会社株式」、「その他有価証券」の5つに区分し評価します。このうち、「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

※当社の一般勘定で保有している有価証券の保有目的別の構成比は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が8.6%、責任準備金対応債券が51.0%、その他有価証券が40.5%です。

主要業績の推移

2023年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2023年度のわが国経済は、企業収益の改善やインバウンド消費の拡大はあったものの、海外経済の回復鈍化による下押し圧力や物価上昇に伴い個人消費が弱含んだことなどで、足踏み状態となりました。

企業部門は、海外需要の低迷はあったものの、原材料高の価格転嫁が徐々に進展したことやインバウンド需要をはじめとする需要増によって、サービス業を中心に幅広い業種で収益改善が見られました。個人消費は、労働需給逼迫を背景とした賃金上昇が見られたものの、賃金上昇幅を上回る物価上昇が続いたことで、弱含みました。物価は、既往の資源高の影響が和らぐなか、円安進行やサービス価格への転嫁などにより、日本銀行の物価目標である2%を超えて推移しました。

金融市場では、長引くインフレへの対応から各国中央銀行が金融引き締め策を継続したことを見て長期金利は上昇する一方、底堅い企業業績を背景に世界的に株価は堅調に推移しました。為替市場では、米国の利上げに伴う日米金利差の拡大や堅調な米国経済を受けてドル高基調となり、年度始の1ドル132円台から年度末は151円台へと円安ドル高が進行しました。株式市場では、円安進行に伴う企業業績の回復やデフレ基調から脱しつつあることで海外投資家の日本株への投資意欲が高まったことなどから、年度末の日経平均株価は40,369円となり、前年度末比+12,328円と大幅に上昇しました。債券市場では、日本銀行がマイナス金利政策の撤廃など従来の金融緩和策を一部修正したことなどを受けて、10年国債利回りは前年度末0.3%台半ばから0.7%台半ばへと上昇しました。

当社の運用方針

生命保険会社においては、将来の保険金などの支払いに備えて積み立てる保険契約準備金が負債の大部分を占めています。このため、当社では負債の特性を勘案し、ALM(資産と負債の総合管理)を重視した資産運用を行っています。

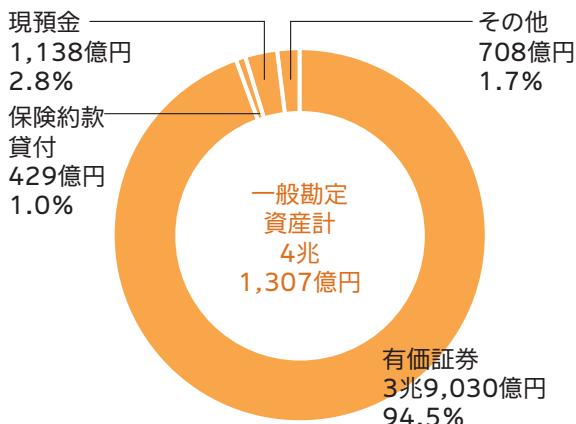
上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は、高格付けの円貨建債券を中心とした資産運用ポートフォリオを構築することにより、長期的に安定した収益の確保を図っています。また、リスク特性に配慮しつつ一部を円貨建債券以外の資産へ投資することで、利回りの向上や資産の分散を図っています。

運用実績の概況

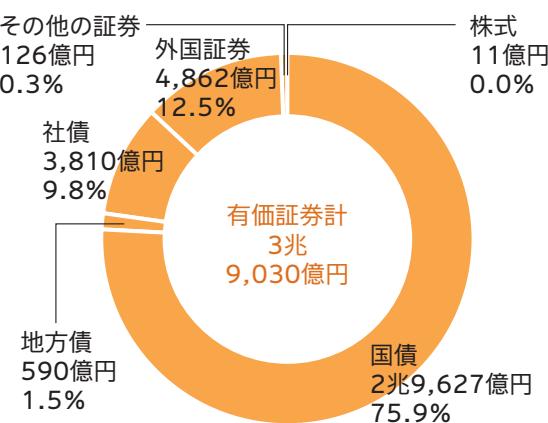
資産配分

2023年度末の一般勘定資産は、前年度末から1,945億円増加し4兆1,307億円となりました。主な資産構成は、有価証券3兆9,030億円(一般勘定占率94.5%)、現預金1,138億円(同2.8%)となっています。

一般勘定資産の構成 2023年度末



有価証券の構成 2023年度末

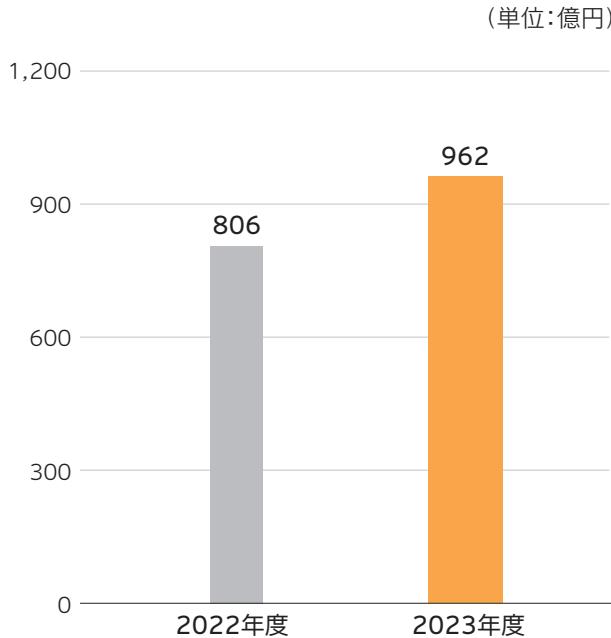


資産運用収支

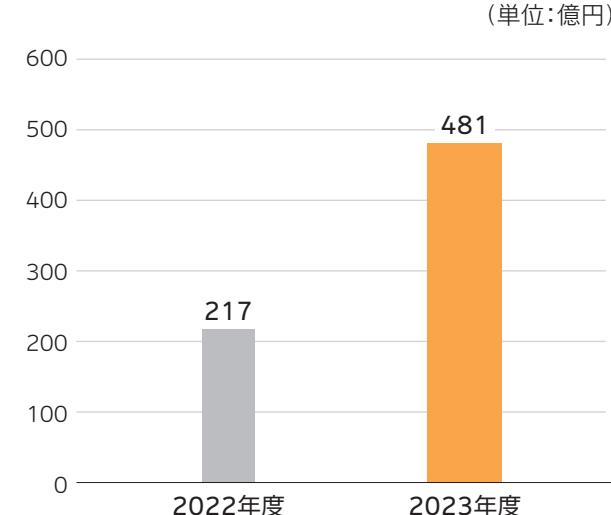
資産運用収益は、国債などからの利息収入や有価証券売却益などにより962億円となる一方、資産運用費用は、有価証券売却損などにより481億円となりました。この結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は481億円となりました。

資産運用収益・資産運用費用の状況

● 資産運用収益



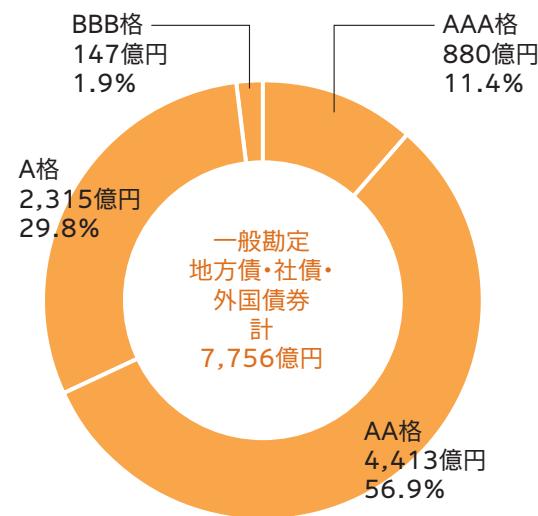
● 資産運用費用



財務の健全性

当社が2023年度末に保有する地方債・社債・外国債券の残高の98.1%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格1.9%となっています。

一般勘定債券の信用格付別残高の構成 2023年度末



格付けは当社社内格付けの規程に基づき分類しています。社内格付けの規程はムーディーズ、S&Pグローバル・レーティング、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の外部格付けに基づいています。なお、上記グラフには国債、政府保証債、外国社債ファンドは含めていません。

業務品質向上に向けた取組み

業務品質向上推進態勢

当社は、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」というSOMPOのパーカス実現に向け、業務品質向上推進態勢を整備しています。

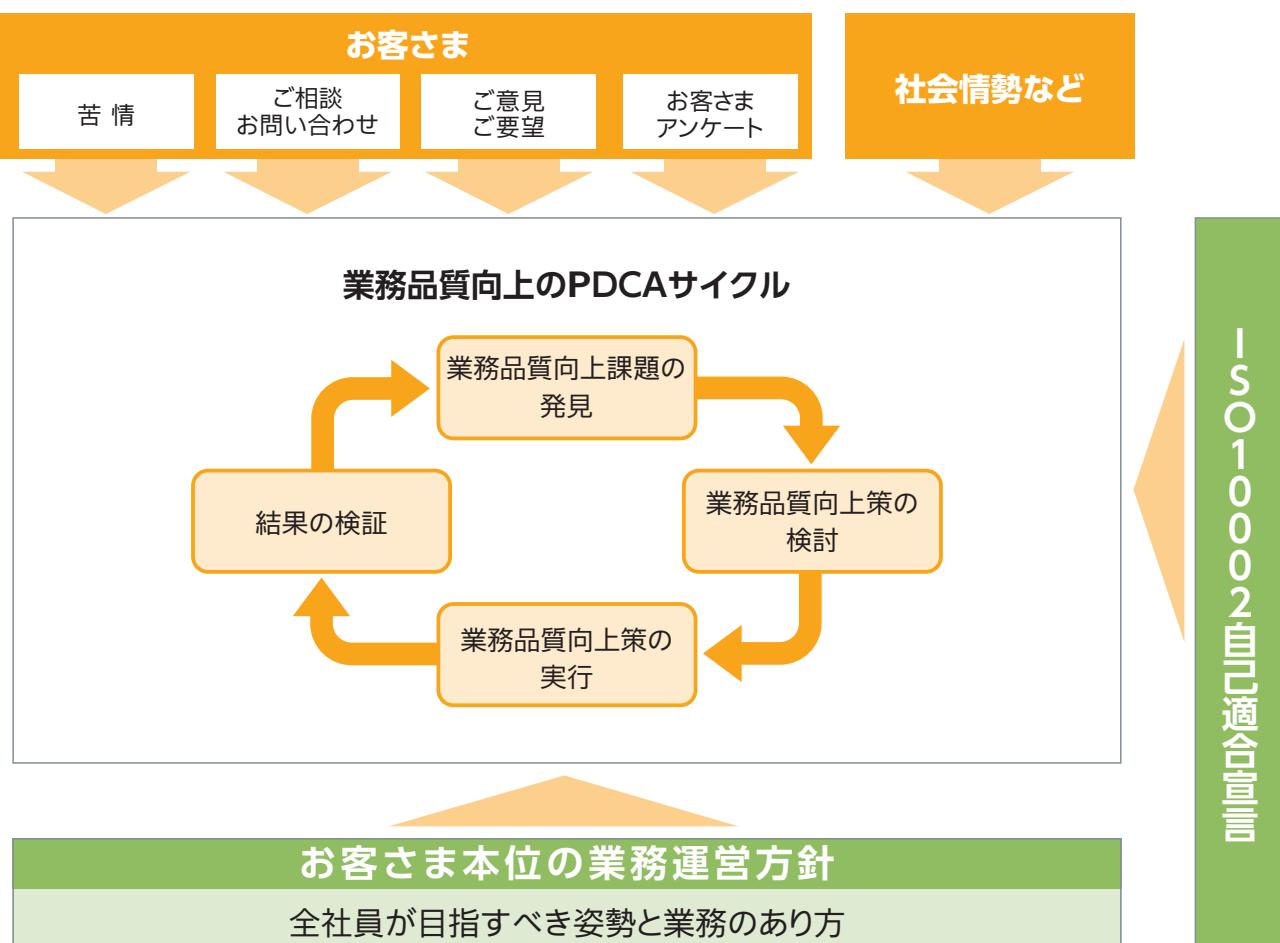
お客様からの苦情、ご相談、お問い合わせやさまざまなお意見・ご要望を真摯に受けとめ、ご加入時から保険金・給付金のご請求時まですべての業務プロセスにおける品質の向上に活かしています。

お客様の声や社会情勢など、多様な視点から業務品質向上課題を発見し、業務品質向上策の検討、着実な実行とその結果の検証を行っており、お客様本位の業務運営方針を定めたうえで、業務品質向上のPDCAサイクルを実践しています。

また、お客様の声に対応する仕組みを構築し、2012年4月2日には、苦情対応マネジメントの国際規格である「ISO10002」への適合を宣言しました。

今後も、これまで以上に「お客様の声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、全社員一丸となって、お客様満足度の向上を実現してまいります。

業務品質向上推進態勢図



<苦情対応マネジメントシステムISO10002*への自己適合宣言>

2012年4月2日付けで、苦情対応マネジメントの国際規格であるISO10002(JISQ10002)への適合を宣言しました。本宣言を契機にお客さまの声対応態勢を強化し、苦情のみならず、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望などを含む「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、さらなるお客さま満足度の向上を実現していくことを目指しています。

※ISO10002とは…

苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の枠組み、苦情対応プロセス手順の国際規格です。2004年7月に「国際標準化機構(ISO)」により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格JISQ10002が「日本工業標準調査会(JISC)」(当時)により制定されています。

<お客さまの声対応態勢>

1. お客さまへの適切な対応と情報管理

カスタマーセンター、各営業店、取扱代理店、公式ウェブサイト、外部機関、各種アンケートなどに寄せられたお客さまの声は、お客さまの声データベースなどへ集約しています。

2. お客さまの声を活かした経営

お問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情を含めたお客さまの声は、いただいたお申出内容や傾向、原因などを分析し、商品開発、販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連各部署と情報を共有し、業務改善につなげています。

3. お客さまへの情報開示

お客さまの声の受付状況や概要を定期的に公式ウェブサイト上の「お客さまの声」で開示し、お客さまの信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。

<当社に対するご意見・ご要望受付窓口の設置>

当社に対しご意見・ご要望をお持ちのお客さまのご相談窓口として専用フリーダイヤルを設置しています。また、公式ウェブサイト上の「お客さまの声」のご意見・ご要望フォームから、お客さまのご都合にあわせ、いつでもご意見・ご要望をいただける態勢を整えています。

●フリーダイヤル

当社に対するご意見・ご要望をお持ちのお客さまの窓口

0120-273-211

受付時間：月～金 9:00～18:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

※携帯電話からもご利用いただけます。

●公式ウェブサイト

<https://www.himawari-life.co.jp/>

受付時間：24時間 365日

<外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)>

ADRとは、身の回りで起かるトラブルを裁判でなく、中立・公正な第三者に関わってもらしながら柔軟な解決を図る手続きです。一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けており、当社は一般社団法人生命保険協会と金融ADR制度を利用するための契約を締結し、この制度への的確な対応態勢を整備しています。

また、一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXでは受け付けておりません。)・来訪により生命保険に関するさまざまなお相談・ご照会・苦情をお受けし、お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスを行っています。生命保険相談所は全国に連絡所を設置しており、無料でご利用いただけます。

一般社団法人生命保険協会

生命保険相談所[生命保険相談室:東京]

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間: 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

※詳しくは生命保険協会の公式ウェブサイト

[\(https://www.seijo.or.jp/\)をご覧ください。](https://www.seijo.or.jp/)

業務品質向上に向けた取組み

❶ お客様の声(苦情)の受付状況

2023年度にお客さまから寄せられた「お客様の声(苦情)」の受付状況は下表のとおりです。

申出分類	主な内容	件数	全体に占める割合
ご加入手続き	・契約時の重要事項や商品内容の説明不足に関するもの ・契約者・被保険者の氏名・生年月日の相違など手続きに関するもの	1,653	17.1%
保険料関係	・保険料の口座振替・クレジットカードの手続きや案内に関するもの ・契約の失効・復活の手続きや案内に関するもの	938	9.7%
契約後手続き	・契約の解約手続きにおける遅延や説明不足に関するもの ・契約の名義や住所の変更における表記誤りに関するもの	1,801	18.6%
支払手続き	・入院等の給付金支払手続きに関するもの ・入院等の給付金支払時における確認業務に関するもの	2,283	23.6%
その他・サービス	・募集人・担当者のアフターサービス不足に関するもの (カスタマーセンターがつながりにくいなど) ・募集人・担当者の態度、マナーに関するもの	2,991	30.9%
2023年度合計		9,666	100.0%

❷ お客様の声を反映した商品・サービスなどの改善・開発の取組み

当社では、さまざまな形で「お客様の視点」に基づく業務改善の仕組みを構築しています。いただいた「お客様の声」を活かして、お客様のニーズに合った商品・サービスをご提供するとともに、お客様の利便性向上につながる業務改善に取り組んでいます。

2023年度に実施した改善取組みの事例は次のとおりです。

お客様の声	改善内容
「忙しくてカスタマーセンターの営業時間内に電話ができないが、早く解約しないと保険料が引かってしまう!」	LINEによるチャット対応業務の範囲拡大 2023年8月から開始したLINEチャット対応での契約者向け保全サービス(住所・電話番号変更、改姓・受取人変更、証券再発行)に、新たに「解約」「契約者貸付」を追加しました。これまでの電話・Web手続きに加え、本サービスを開始することにより、お客様それぞれのご都合に合わせた手続き方法を選択できるようになりました。
「給付金請求の際に診断書を取り付けたが、ネットでアップロードできなかった。 診断書が必要となる場合、ネット請求ができないのは納得いかない!」	デジタル請求 [*] による診断書請求の取扱いを開始 これまで、診断書の提出が必要な給付金請求(がん保険や海外での入院・手術・通院など)はデジタル請求対象外となっていましたが、2023年6月から、取扱条件を満たす場合、診断書による給付金請求もデジタル請求の対象としました。 これにより保険金・給付金請求の90%以上がデジタル請求対象となり、お客様の利便性の向上につながります。 ※インターネット請求およびLINEでの請求
「(仕事、病院の診察など)合間にぬって電話しているのに、電話がつながらなくて給付金請求ができず、とても困っている!」	AI自動音声応答サービス [*] による給付金請求受付範囲の拡大 これまで、新型コロナウイルス感染症関連に限定していたAI自動音声応答サービスによる給付金請求受付の対象範囲を拡大しました。 これにより、受付の手段が増えることで、お客様それぞれのご都合に合わせた手続き方法を選択できるようになります。 ※AI自動音声応答システムを活用したお客様応対の音声チャネル お客様からカスタマーセンターのフリーダイヤルへお電話いただき、ご用件の番号を押下すると自動音声応答サービスにつながります。 自動音声による質問にご回答いただくことでAIがお申出内容を識別して、給付金請求のお申出を受付します。
「変額保険を申し込みだが、確認コールにつながらなかつた。仕事で日中は電話に出られないのに、再度連絡がきても出られない!」	『健康をサポートする変額保険 将来のお守り』確認コール ^{*1} 自動音声応答 ^{*2} 機能の導入 電話回線混雑時やオペレーター受付時間外にも確認コールが実施できるよう、利便性およびお客様満足度の向上のため、自動音声応答機能を導入しました。 ※1 ①適正な意向把握・適合性確認、②お客様の重要事項の理解度確認、③お客様保護の観点から実施します。 ※2 自動音声応答の受付時間は6時～24時、オンライン募集は対象外

カスタマーセンターのご案内

カスタマーセンターでは、ご契約いただいているお客様からの各種お手続きやお問い合わせ、資料のご請求などを承っています。また、公式ウェブサイトの「ご契約者さま」ページで、各種お手続きのご案内も行っています。

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、専門知識を身に付けたオペレーターがお客様からのお問い合わせに親切・丁寧に誠意をもって対応しています。

ご契約者さま向けウェブページ

お客様のお役に立つ情報を、次の各ウェブページで、わかりやすくご案内しています。ぜひ、ご活用ください。

■「よくあるご質問」ページ

お問い合わせの多いご質問と回答を掲載しています。

■マイリンククロス(Webサービス)

利用登録をしていただくと、いつでもご契約内容を確認することができます。また、各種お手続きも受け付けています。

■お手続きメニュー(ご契約者さま)

各種お手続きやお問い合わせ先をまとめた総合サイトです。

LINE公式アカウントによるチャットサービス

一定の条件を満たす場合には、LINE上で以下の手手続きが完結できます。

- 給付金請求
- 住所変更
- 契約者貸付
- 改姓、受取人変更
- 生命保険料控除証明書、保険証券の再発行
- 解約

AI自動音声応答サービスによる対応

給付金請求書類の発送・生命保険料控除証明書の再発行のお手続きに関しては「AI自動音声応答サービス」でも承っています。

カスタマーセンターでお受けしている各種お手続き

カスタマーセンターでは以下の手手続き、お問い合わせを承ります。

- 保険金・給付金のご請求
- 住所変更
- 名義変更、受取人変更、改姓
- 保険証券の再発行
- 保険料振替口座の変更
- 保険料払込み方法の変更
- クレジットカードの変更
- 生命保険料控除証明書の再発行
- ご契約内容の変更、解約
- 契約者貸付のお手続き
- ご契約内容のお問い合わせ
- その他お手続き

カスタマーセンター

● オペレーターによるお問い合わせ窓口 ※携帯電話からもご利用いただけます。

お手続き、お問い合わせ全般

0120-563-506

※契約者ご本人さまから
お電話ください。

保険金・給付金請求のお手続き、お問い合わせ

0120-528-170

※契約者・受取人(請求権者)
ご本人さまからお電話ください。

● 公式ウェブサイト ご契約者さま向け「お手続きのご案内」ページ

保険金・給付金請求、住所変更、クレジットカード変更、ご家族連絡先の登録、変更などの各種お手続きをご案内しています。

※よくあるご質問、マイリンククロス(Webサービス)、お手続きメニュー(ご契約者さま)などのページへ、公式ウェブサイトからアクセス可能。



● LINE公式アカウント

当社のLINE公式アカウントを友だち登録すると、チャットで給付金請求などのお手続きが可能になります。



お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理態勢

保険金・給付金(以下「保険金等」といいます。)のお支払いは、生命保険事業の根幹となる最も基本的かつ重要な業務です。

保険金等を迅速かつ適時・適切にお支払いするとともに、「保険契約ご加入時」「保険契約期間中」「保険金等ご請求受付時」「保険金等お支払い後」などさまざまな場面において

て、お客さまへ適切かつ丁寧なご案内、ご説明を実施しています。

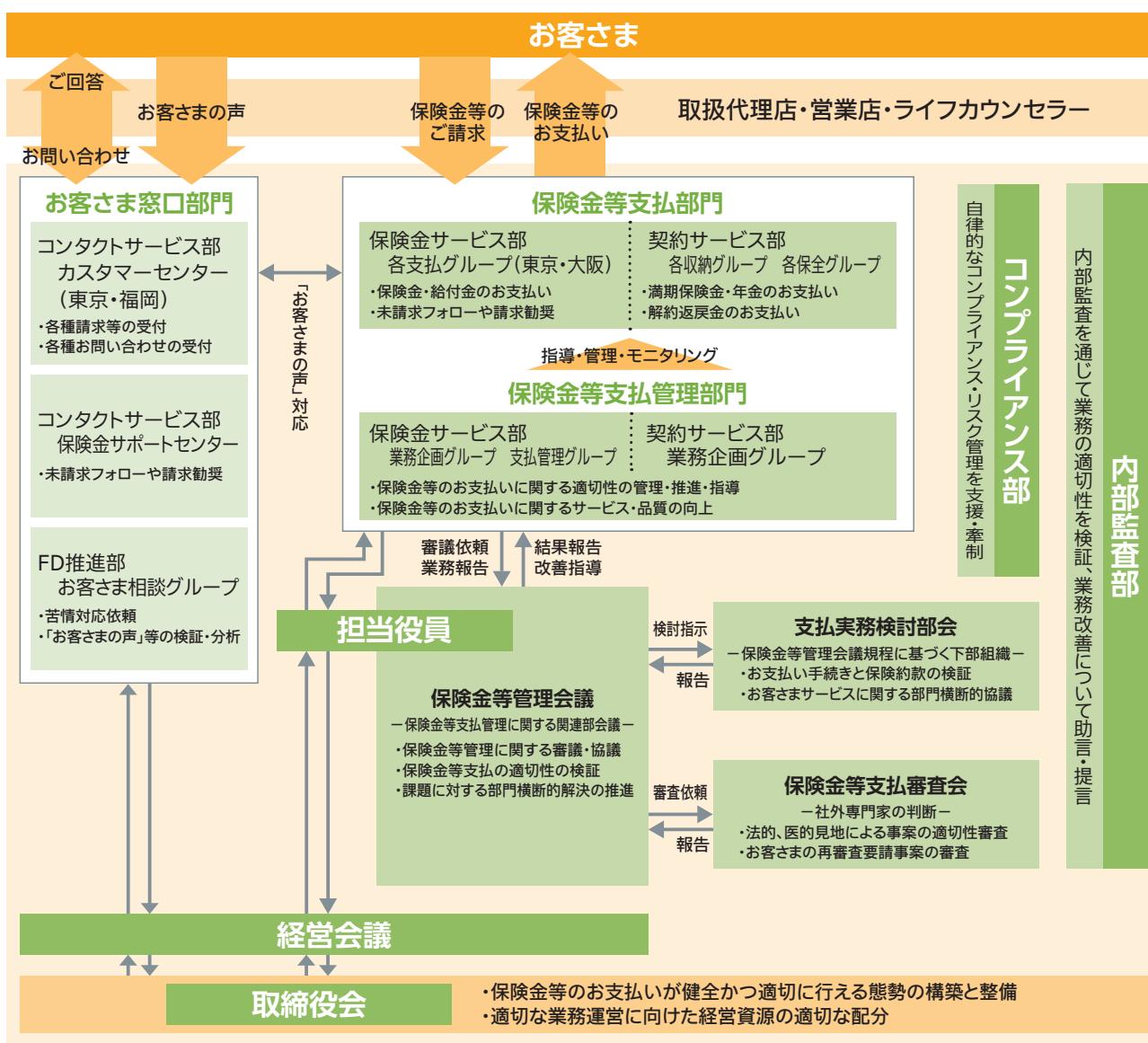
また、これらを実現するため、保険金等支払管理態勢の整備・構築ならびに保険金等支払業務の適切性の確保に全社をあげて取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて

保険金等支払業務の迅速化かつ適切性確保の観点から、給付金請求のデジタル化やAI活用による支払業務の自動化など、支払管理態勢の進化と業務プロセスの改善に継続して取り組んでいます。

さらに、「お客さま本位の業務運営方針」に基づき、お客さまの声を幅広く収集し各種請求利便性の向上に活かすとともに、保険金等支払管理態勢のさらなる充実を図っていきます。

保険金等支払管理態勢図



保険金等のお支払い状況

2023年度に保険金等をお支払いした件数は522,922件(うち保険金26,621件、給付金496,301件)です。一方、お支払い対象とならなかった件数は13,305件(うち保険金240件、給付金13,065件)でした。

保険金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、ご契約の保険約款に基づき、医学的・法律的判断などをふまえて適切性を確保していきます。

保険金等をお支払いした件数・金額(2023年度)

(単位:件、百万円)

	保険金	給付金	合計
件 数	26,621	496,301	522,922
金 額	41,109	55,563	96,673

保険金等のお支払い対象とならなかった件数(2023年度)

(単位:件)

お支払いできない理由	保険金	給付金	合計
詐欺による取消し	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	11	516	527
重大事由による解除	0	54	54
免責事由に該当	23	75	98
支払事由に非該当	205	12,257	12,462
その他	1	163	164
合計	240	13,065	13,305

■「お支払いできない理由」の説明

○詐欺による取消し

お申込み時に、契約者または被保険者等による詐欺行為があった場合

○不法取得目的による無効

保険金等を不法に取得する目的で保険に加入した場合

○告知義務違反による解除

お申込み時に、契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告知しなかった場合

または告知した内容が事実と相違していた場合

○重大事由による解除

保険金などをだまし取る目的で故意に事故を起こした場合など

○免責事由に該当

ご請求内容が、約款に定めるお支払いできないケースに該当する場合

○支払事由に非該当

ご請求内容が、約款に定めるお支払いできるケースに該当しない場合

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

内部統制の整備

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取締役会において決議し、内部統制システムを構築しています。

● 内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびSOMPOホールディングス株式会社（以下「HD」といいます。）の定めるSOMPOグループ（以下「グループ」といいます。）のSOMPOのパーパス等をふまえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。

なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの一員として業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) SOMPOのパーパス、SOMPOの価値観、グループサステナビリティビジョンを社内に示します。
- (2) HDとの間で経営管理契約を締結し、同社に対して適切に承認を求め、報告を行うとともに、グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を遵守します。
- (3) グループの各種基本方針に従い、これに則った体制を整備します。また、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備するとともに、その整備状況を管理します。また、当社の取締役等の職務の執行に係る事項をHDに報告する体制を整備します。
- (4) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、当社取締役会およびHDへの的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (5) 「SOMPOグループ グループ内取引管理基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2) 「SOMPOグループ コンプライアンス基本方針」に従い、コンプライアンス体制を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「SOMPOグループ コンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

(3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンスの推進体制・方法等について検討するとともに、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

(4) 不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

(5) 「SOMPOグループ お客さまの声対応基本方針」および「お客さま対応基本方針」に従い、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

(6) 「SOMPOグループ お客さまサービス適正管理基本方針」に従い、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。

(7) 「SOMPOグループ 顧客情報管理基本方針」に従い、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理を適切に行います。

(8) 「SOMPOグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

(9) 「SOMPOグループ 利益相反取引管理基本方針」に従い、お客さまの利益が不当に害されるおそれが類型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

(10) 「SOMPOグループ 反社会的勢力対応基本方針」に従い、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

(1) 当社は、「SOMPOグループ ERM基本方針」に従い、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ERM「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む

適切なリスク管理を行います。

- (2)当社は、「SOMPOグループ 保険数理機能基本方針」に従い、保険負債の適切な評価および財務の健全性確保を図ります。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1)HDが定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定するとともに、これらを社内で共有します。
- (2)重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3)取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。
- (4)規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5)「SOMPOグループ IT戦略基本方針」に従い、ITマネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。
- (6)「SOMPOグループ 外部委託管理基本方針」に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7)「SOMPOグループ 資産運用基本方針」に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性をふまえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8)「SOMPOグループ 業務継続体制構築基本方針」に従い、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 情報開示の適切性を確保するための体制

- (1)当社は、「SOMPOグループ ディスクロージャー基本方針」に従い、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。
- (2)当社は、「SOMPOグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価に関す

る枠組みを定め、必要な体制を整備します。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「SOMPOグループ 内部監査基本方針」に従い、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

8. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

8-1. 監査役の職務を補助すべき使用者に関する事項

監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用者)として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

- (1)監査役スタッフの選任、解任、待遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めるにより、取締役からの独立性を確保します。
- (2)監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
- (3)監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

8-2. 監査役への報告に関する体制

- (1)当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項(職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む)および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役(HD監査委員を含む)の要請する報告を確実に行います。
- (2)当社は、役職員が監査役(HD監査委員を含む)に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。
- (3)監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

進捗状況を監査役に報告します。

8-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等(電磁的記録を含む)の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) 監査役の求めに応じて、HD監査委員が当社監査役と連携する機会および当社の役職員から情報収集する機会を確保します。
- (5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力します。
- (6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

● 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 内部統制システム(全般)

- 当社は、内部統制を有効に機能させるためにグループ共通の基本方針のもと、取締役会においてそれらの運用状況を定期的に確認しながら関連する内部統制の改善を継続的に行ってています。

(2) グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 当社は、グループの各種基本方針にのっとり規程類を体系的に整備し、かつ、その制定、改廃および実施について、経営の統制が保たれているか定期的に確認を行い、業務の適正確保に努めています。
- 当社は、グループにおける適切かつ健全な経営管理のため、経営管理契約を遵守し、グループガバナンス対応規程に基づき、経営会議等で十分に協議を行ったうえで、グループに対して事前承認を漏れなく実施しています。また、報告事項等が発生した場合には速やかに報告をしています。
- 当社は、グループ内取引の適切性を確認するため、グループ内取引管理規程に基づき、定期的に、取引の有無、適正審査の実施状況について各部から情報収集し、その管理状況についてモニタリングを行っています。

(3) コンプライアンス体制

- 当社は、年度のグループコンプライアンス推進方針等をふまえ、コンプライアンス・プログラムを策定し、そのプログラムに基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
- 当社は、内部通報制度および内部監査等を通じて、法令違反その他不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
- 内部通報においては、社内に内部通報窓口を設けているほか、グループ全体の内部通報窓口として「総合ほっとライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
- 当社は、不適切事象を把握したときは、適切に対応しています。
- 当社は、コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、コンプライアンス・プログラムへの対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組みの妥当性の検証を行っています。

(4) 戦略的リスク経営に関する体制

- 当社は、「SOMPOグループ ERM基本方針」に基づき、戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
- 当社は、「SOMPOグループ リスクアペタイトメント」をふまえて事業計画を策定するとともに、配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画等の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
- 当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクについては、担当する役員を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。
- 当社は、経営会議において、戦略的リスク経営の実践および高度化について経営論議を行っています。

(5) 取締役職務執行体制

- 当社は、経営方針、経営計画の策定等、会社の経営に重大な影響を与える事項については経営会議で十分に協議を行い、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。
- 当社は、取締役会の監督機能強化を図るため、各CXO・執行役員の業務執行状況を取締役会に報告し、取締役間での進捗の相互確認や意見交換を行っています。

(6) 監査役の監査体制

- 当社は、監査役監査の実効性を確保するため監査役室を設けることとし、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを配置しています。
- 当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、隨時速やかに報告を行っています。
- 当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。
- 当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等の情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。
- 当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、課題認識等について意見交換を実施しています。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

利益相反取引の管理

当社は、「SOMPOグループ 利益相反取引管理基本方針」に基づき、当社またはグループ金融機関が行う利益相反の恐れのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築します。

SOMPOグループ 利益相反取引管理基本方針(概要)

1. 管理対象取引の特定

- (1)当社グループ金融機関の行う次に掲げるような類型の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害される恐れが認められる場合、管理対象会社(SOMPOホールディングスおよび「別表」の当社グループ金融機関)は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。
 - ・お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
 - ・お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
 - ・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
 - ・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為
- (2)管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

2. 管理対象取引の管理

- (1)管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。
 - ア 管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。
 - イ 管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。
 - ウ 管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。
 - エ 管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。
- (2)管理対象会社は、管理対象取引と関連取引の内容、講じた措置の実施状況その他の必要な事項を記録し、管理対象取引の実行日から5年間、これを保存します。

3. 管理体制

- 管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。
- (1)管理対象取引を管理する部署(管理部署)および管理統括者を設置します。
 - (2)管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあっては SOMPOホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。
 - (3)上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分に沿って講じるべき措置の内容を決定します。
 - (4)利益相反管理方針の概要を公表します。
 - (5)役職員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。
 - (6)利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

別表

- | |
|---------------------|
| ① 損害保険ジャパン株式会社 |
| ② SOMPOひまわり生命保険株式会社 |
| ③ セゾン自動車火災保険株式会社 |
| ④ キャピタル損害保険株式会社 |
| ⑤ 損保ジャパンDC証券株式会社 |

コンプライアンス態勢

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進態勢の強化に努めています。

● コンプライアンス推進態勢

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の整備に関する「SOMPOグループ コンプライアンス基本方針」ならびに「SOMPOグループ コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、適正な保険募集の確保および保険募集人の業務品質向上に向けた「保険募集管理基本方針」を定めています。

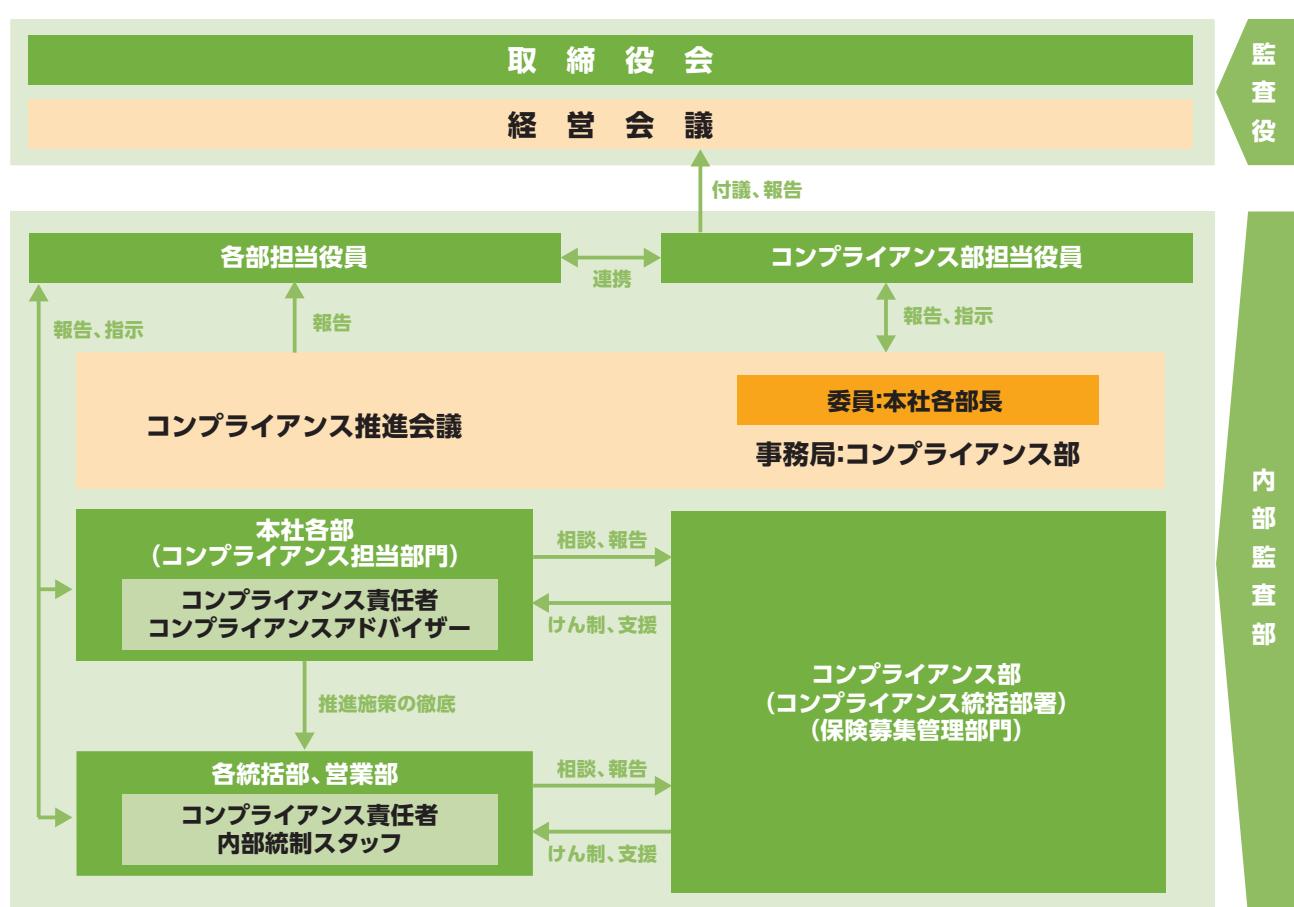
上記方針のもと、毎年、コンプライアンス推進の具体的な実践計画としてSOMPOグループの当該年度グループコンプライアンス推進方針をふまえ「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各部門の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、本社においては、コンプライアンス推進会議を設置して、部門横断での協議によるコンプライアンス推進状況

の実態把握と分析を行うとともに、コンプライアンス統括部署(保険募集に関するコンプライアンス統括を含む)であるコンプライアンス部とコンプライアンス担当部門である本社各部が、連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また、営業店におけるコンプライアンス推進および適正な内部管理態勢の構築・強化に向けて、統括部・営業部ごとに内部統制スタッフを配置するとともに、コンプライアンスに関して集中的に議論する場として、営業部門コンプライアンス推進会議を設置しています。

これらのコンプライアンス推進の取組みは、定期的に取締役会に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。



お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

● コンプライアンス推進の具体的取組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部室などから時宜に応じたコンプライアンスマッセージを継続的に発信するとともに、社員に「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・ポケットブック」を公開して研修などで活用することにより行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンスの問題をすべての社員がオープンに話し合える職場風土の醸成のためにコンプライアンスマーティングを実施し、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図っています。さらに定期的に「コンプライアンステスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関する取扱代理店および保険募集人の意識向上を図るため「保険募集コンプライアンスマニュアル」などのツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づき「勧誘方針」(P.46)を制定し、その周知・徹底を図っています。

● 「幅広」なコンプライアンスの取組み

当社は事業の大前提である「コンプライアンス」を単なる法令等遵守に留まらず、お客さまや社会を含むさまざまなステークホルダーの信頼や期待に応えるというレベルでとらえています。当社ではこれを『『幅広』なコンプライアンス』と定義しています。

社員一人ひとりが、コンプライアンスを「SOMPOひまわり生命の社員としてお客さまに期待されることを自ら考え、行動に移すことで価値を提供する」という前向きなものととらえ、「幅広」なコンプライアンスのさらなる実践を目指します。また、お客さまに対する誠実・公正な業務遂行を確保するため、各部門の長によるコンプライアンス・F D宣言の表明や、職場単位の課題に基づく取組計画の策定・対策の実行等を通じて、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

● 内部通報制度

法令に違反する行為やコンプライアンス上の問題が、組織を通じた相談・報告では改善できない、あるいは報告 자체ができない事情がある場合に、社員が直接、相談・通報できる窓口として、社内および社外に「内部通報窓口(ホットライン)」を設置し、運営しています。

2023年度は、上記の窓口で36件の通報・相談を受け付け、関連部門間で連携し事実確認・調査など適切に対応しています。

SOMPOひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めましたので、お知らせいたします。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- 保険業法、保険法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めます。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実に行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。
- 未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。

- ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った勧誘に努めます。
- ご高齢者に対する販売等にあたっては、ご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。
- 変額保険等の投資性商品の勧誘にあたっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。
- 保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
- お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客さまの健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。
- 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。
- 保険金・給付金等のお支払手続きにあたり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。
- 勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧誘ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。
- お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の【お問い合わせ窓口】までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

0120-273-211

月曜～金曜 9:00～18:00
(土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く)

取引時確認に関するお客さまへのお願い

生命保険会社では、犯罪収益移転防止法に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダーリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

反社会的勢力への対応

● 反社会的勢力対応基本方針

近年、暴力団や総会屋、さらにはえせ同和団体など、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社およびグループ会社は従来からこの問題には敢然と立ち向かっており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれらを拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「SOMPOグループ 反社会的勢力対応基本方針」(P.174)を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

● 保険約款への暴力団排除条項の導入

当社では、暴力団などの反社会的勢力との関係遮断の取組みの一環として、2012年4月から、個人保険の普通保険約款および特約条項について暴力団排除条項を導入しています。(団体保険については2012年10月から導入)

各保険約款では、「重大事由による解除」の条項に次の内容を規定しています。

- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、当該保険契約を将来に向かって解除できること
- 保険金等の支払事由発生後であっても、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当すること、その他所定の事由に該当することが判明した場合には当該保険契約を解除できること
- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、保険金等を支払わないこと

お客さま情報の保護

当社は、「SOMPOグループ プライバシー・ポリシー」に基づき、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守し、お客さまの情報の適切な取扱いを実践するため、個人情報保護の方針として「個人情報保護宣

言」を定め、お客さま情報の保護のための態勢の整備や社員の教育などに取り組んでいます。「個人情報保護宣言」は、当社公式ウェブサイト上に公表しています。

個人情報保護宣言

基本的な考え方

SOMPOひまわり生命(以下「当社」といいます。)は、SOMPOグループの一員として、SOMPOグループ プライバシー・ポリシーのもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドライン等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

※当社の概要は「会社情報」(<https://www.himawari-life.co.jp/company/introduction/overview/>)をご覧ください。

- 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
- 当社は、法令に定める場合を除き、ご本人の同意なく個人データ(個人番号および特定個人情報を除きます。)を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
- 当社は、SOMPOグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データ(個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
- 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 当社は、個人データの取扱いが適正に行われるよう従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
- 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

※個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本基本方針に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令等関係法令に準拠します。

※個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。

※個人番号および特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の取扱い」をご覧ください。

※開示等の手続きについては、公式ウェブサイトをご覧ください。

個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

※本取扱いにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の取扱い」が適用されます。

1. 個人情報の適正な取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

当社では、たとえば、次に掲げる方法で個人情報を取得することができます。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

(取得方法の例)

- ・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためお電話の内容を記録または録音する場合
- ・一般社団法人生命保険協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の＜1＞から＜4＞まで、および6.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、公式ウェブサイト等により公表します。

＜1＞生命保険業

- (1)各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、ご本人かどうかの確認
- (2)再保険契約の締結、再保険金の請求
- (3)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供(※)
- (4)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5)代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
- (6)各種イベント、キャンペーン、セミナーのご案内、各種情報のご提供
- (7)当社が有する債権の回収
- (8)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
- (9)お問い合わせ・ご依頼等への対応
- (10)その他保険に関連・付随する業務(※)

(※)お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

＜2＞CSR活動

CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供

＜3＞電話応対・通話録音

- (1)お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
- (2)ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
- (3)電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等への活用

＜4＞その他

上記＜1＞から＜3＞までに付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供および第三者からの取得

＜1＞当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合等、個人情報保護法第27条第1項に掲げる場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・SOMPOグループ各社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- ・生保協会および生命保険会社等の間で共同利用を行う場合

<2>当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます)には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

<団体保険に関する個人情報の取扱いについて>

※団体保険における第三者への提供の詳細については、「団体保険に関する個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

<再保険契約について>

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受け、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを国内外の再保険取引会社に提供することがあります。

4. 個人関連情報の第三者への提供

<1>当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないもの)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。

<2>当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

5. 個人情報の取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを国内外の他の事業者に委託する場合があります。委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、たとえば、次のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- ・保険証券等の発送に関する事務
- ・各種送付物の発送に関する事務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務

6. 個人データの共同利用

<1> 生保協会および生命保険会社等

<保険契約等に関する情報の共同利用制度>

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

- ・契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定時照会制度

<生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度>

当社は、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度および代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」に基づき、下記のとおり、当社の職員・代理店・募集人等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・廃業等募集人情報登録制度および代理店廃止等情報制度
- ・変額保険販売資格者登録制度

<2>グループ会社との間の共同利用

(1) SOMPOホールディングス株式会社によるグループとしての経営管理業務の遂行のために、SOMPOホールディングス株式会社とSOMPOグループ各社との間で、次のとおり、個人データを共同して利用することができます。

A. 個人データの項目

<A> SOMPOグループ各社の株主の皆さまの個人データ：氏名、住所、株式数等に関する情報
 SOMPOグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社
 グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページ(https://www.sompo-hd.com/group/group_list/)をご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社
 住所、代表者名はSOMPOホールディングス株式会社のホームページ(<https://www.sompo-hd.com/company/summary/>)をご覧ください。

(2)-1 SOMPOグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはSOMPOグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とSOMPOグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することができます。

A. 個人データの項目

SOMPOグループ各社が保有する個人データ：
 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社
 グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページ(https://www.sompo-hd.com/group/group_list/)をご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社
 住所、代表者名はSOMPOホールディングス株式会社のホームページ(<https://www.sompo-hd.com/company/summary/>)をご覧ください。

(2)-2 SOMPOグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはSOMPOグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断、データ分析等、お客さまへの付加価値向上に資する各種業務のために、当社とSOMPOグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することができます。

A. 個人データの項目

SOMPOグループ各社が保有する個人データ：

- ・氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問い合わせ内容、アプリ等サービスの利用内容、位置情報、名刺情報(会社名、部署名、肩書き等を含む名刺から読み取れる情報)など、お取引に関する情報以外でSOMPOグループにご提供いただいた情報、その他対面・電話・Web・電子メール・アプリ、第三者提供等の手段を含みSOMPOグループ各社が取得した情報
- ・お取引にかかわらず、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問い合わせ内容など、お客さまがホームページでの見積り試算や、コールセンターへのお問い合わせなどによってSOMPOグループ各社にご提供いただいた情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページ(https://www.sompo-hd.com/group/group_list/)をご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

住所、代表者名はSOMPOホールディングス株式会社のホームページ(<https://www.sompo-hd.com/company/summary/>)をご覧ください。

- (3)当社は、生命保険代理店等およびその従業者の監督、管理、指導、教育のために、当社とSOMPOホールディングス株式会社およびSOMPOグループ各社との間で、次のとおり、生命保険代理店等およびその従業者に係る個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

氏名、住所、生年月日、生命保険代理店等またはその従業者の登録申請および届出に係る事項、その他生命保険代理店等またはその従業者の管理のための情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページ(https://www.sompo-hd.com/group/group_list/)をご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

SOMPOひまわり生命保険株式会社

住所、代表者名は「会社情報」(<https://www.himawari-life.co.jp/company/introduction/overview/>)をご覧ください。

7. センシティブ情報の扱い

当社は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・当社と学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合であって、当該学術研究機関等から学術研究目的でセンシティブ情報を取得する必要があるとき
- ・学術研究機関等が学術研究目的でセンシティブ情報を取り扱う必要がある場合であって、当社が当該学術研究機関等にセンシティブ情報を第三者提供するとき

8. 仮名加工情報の扱い

<1> 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報(法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・法令に基づく場合や委託、事業の承継、共同利用の場合を除き、第三者へ提供しないこと
- ・作成のもととなった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- ・本人への連絡等を行う目的で仮名加工情報に含まれる連絡先等の情報を利用しないこと

<2>仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を定め、または変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで公表します。

9. 匿名加工情報の取扱い

<1>匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成のもととなった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

<2>匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等および第三者提供記録の開示の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等および第三者提供記録の開示に関するご請求については、<お問い合わせ窓口>にお願いします。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として当社が定める方法のうちご本人が請求した方法により回答します。開示等請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

※開示、訂正等の手続きの詳細については、公式ウェブサイトをご覧ください。

11. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データ(以下本項において、当社が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含みます)の漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

<1>当社は、個人データの安全管理措置に関し、取得・利用・保管・移送・廃棄等の各管理段階における取扱いについて社内規程を整備し、定期的に従業者を教育する等により周知徹底しています。

<2>当社は、個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や社内規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

<3>当社は、個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、電子媒体等を持ち運ぶ場合の個人データの暗号化、パスワードによる保護等の措置も実施しています。

<4>当社は、従業者に対する個人データへのアクセス権限の適切な付与・見直しを行い、従業者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

<5>当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

<6>当社は、委託先等を通じて外国において個人情報を取り扱う場合には、適切な委託先を選定するとともに、定期的に当該国の個人情報保護制度に関する情報を収集し把握したうえで、委託先等の監督その他の安全管理措置を講じています。

12. 日本以外の在住者の個人情報の取扱い

日本以外の在住者の個人情報について、当社から第三者提供先、委託先、共同利用先へ転送され、日本国または日本国外のサーバーに保存される場合があります。当社は提供された個人データを十分な安全管理のもとで適切に管理いたします。

13. 顧客情報統括管理責任者

当社における顧客情報(個人情報を含む)の統括管理責任者は以下のとおりです。

SOMPOひまわり生命保険株式会社
コンプライアンス部担当役員

14. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。

ご加入いただいた保険契約の内容や保険金・給付金のお支払いに関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。

その他の当社の個人情報および匿名加工情報、仮名加工情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。

また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付や電話等での案内を希望されない場合も、次の問い合わせ先までご連絡ください。

ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等による案内は、中止することはできません。

<お問い合わせ窓口>

SOMPOひまわり生命保険株式会社
〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
※2024年8月1日より以下に変更します
<新住所>〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3 損保ジャパン霞が関ビル
電話番号 0120-100-127
受付時間 月～金 9:00～18:00
※土・日・祝日および12月31日～1月3日は除きます。
URL https://www.himawari-life.co.jp/

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

15. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

(一社)生命保険協会 生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間: 9:00~17:00 (土・日・祝日などの生命保険協会休業日を除く)
URL <https://www.seiho.or.jp>

特定個人情報の取扱い

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めることがありません。

(取得の方法の例)

- ・書面に記載いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法 など

2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取り扱います。当社における利用・第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

(1) 法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- ①保険取引等に関する支払調書等の作成事務
- ②報酬・料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③不動産等取引に関する支払調書の作成事務
- ④その他法令に定められた個人番号関係事務

(2) 法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- ①激甚災害時等に保険金等のお支払いを行う場合
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することができます。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、公式ウェブサイトをご覧ください。

6.お問い合わせ窓口

当社は、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。

SOMPOひまわり生命保険株式会社
 〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
 ※2024年8月1日より以下に変更します
 <新住所> 〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3 損保ジャパン霞が関ビル
 電話番号 0120-100-127
 受付時間 月～金 9:00～18:00
 ※土・日・祝日および12月31日～1月3日は除きます。
 URL <https://www.himawari-life.co.jp/>

7.認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
 同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

(一社)生命保険協会 生命保険相談室
 TEL 03-3286-2648
 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
 受付時間: 9:00～17:00 (土・日・祝日などの生命保険協会休業日を除く)
 URL <https://www.seiho.or.jp>

団体保険(注)に関する個人情報の取扱いについて

当社は、保険契約者(団体)を通じて受領する加入対象者(被保険者)の個人情報を、本宣言に記載の利用目的のために業務上必要な範囲で利用します。受領した個人情報は、保険契約者(団体)、他の引受保険会社(共同取扱契約の場合)および国内外の再保険取引会社に業務上必要な範囲で提供することができます。今後、個人情報に変更等が発生した際にも、上記に準じ個人情報が取り扱われます。

なお、引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

また、当社がすでに保険契約者(団体)を通じて受領した個人情報につきましても、同様に取り扱います。

注.団体保険とは次の保険種類をいいます。

- ・総合福祉団体定期保険
- ・団体定期保険
- ・団体信用生命保険
- ・医療保障保険(団体型)

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

■ サイバーセキュリティに関する取組み

近年のインターネットの利用拡大やサイバー攻撃の高度化(手口の巧妙化)によって、サイバーテロの脅威が高まっています。当社では、サイバーセキュリティ対策を重要な経営課題と認識して、次のような取組みを通じてサイバーセキュリティ強化に取り組んでいます。

1.システム対策

外部からの不正アクセスによる情報漏えい等を防止するため、不正侵入防御システムやウイルス対策ソフト等を導入しています。また、お客さまの情報にアクセスできる者を必要最小限の範囲に限定し、漏えい等防止に努めています。

2.緊急時のための態勢整備

緊急時の対応態勢を整備し、社内にサイバーアンシデント対応の専門班を設置するとともに、サイバー攻撃を受けた場合の報告ルートや対応手順を明確にしています。

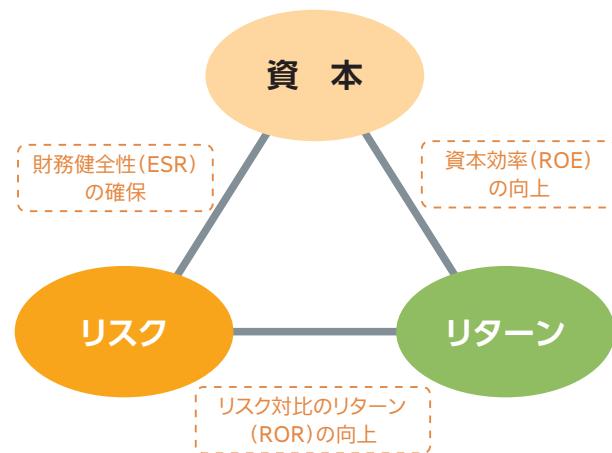
3.社員への教育・訓練

情報セキュリティに関する意識向上と適切な管理を促進するため、従業者に対し、マニュアルや訓練による教育を定期的に実施しています。

戦略的リスク経営(ERM)

SOMPOグループの「戦略的リスク経営(ERM: Enterprise Risk Management)」は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としています。

当社は、グループの中核生命保険会社として、グループの利益目標の達成に貢献すべく、戦略的リスク経営を推進しています。



戦略的リスク経営(ERM)に関する体制

SOMPOホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「SOMPOグループ ERM基本方針」を定めるとともに、リスクテイクの側面では、当社グループとして「取るリスク」、「回避するリスク」を「SOMPOグループ リスクアセスメントステートメント」として明文化しています。

当社は、「SOMPOグループ ERM基本方針」に基づき、戦略的リスク経営の枠組みや体制などを整備するとともに、必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」などで定めています。

取締役会は「リスク管理規程」を制定するほか、「SOMPO グループ リスクアベタイトメント」と整合的な事業計画およびリスクテイク計画を決定します。

社長は、経営会議の協議を経て、リスク許容度に関する対応方針を決定します。また、経営会議では、経営陣が当社のリスク状況を把握したうえで、リスク管理に関する重要な事項を審議し、適切な意思決定を行います。

リスク管理部は、戦略的リスク経営に係るリスク計測・評価・教育などを担い、リスク管理態勢の整備を推進しています。また、商品開発部門・資産運用部門などとは独立した組織として、業務執行を牽制する態勢を確保しています。各リスク管理担当部門は、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクについて、定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールしています。



戦略的リスク経営(ERM)

戦略的リスク経営(ERM)の運営

戦略的リスク経営のPDCAサイクル

SOMPOホールディングスは、グループ全体最適の観点に基づいてグループ経営計画を策定し、各事業に資本配賦を行っています。

当社は、「SOMPOグループ リスクアベタイトメント」と整合的な事業計画を策定し(Plan)、配賦された資本の範囲内でリスクテイクを行い(Do)、定期的に計画の進捗状況を確認のうえ(Check)、必要に応じて事業計画の見直しなどを行う(Action)PDCAサイクルで戦略的リスク経営を行うことで、利益目標の達成を目指しています。戦略的リスク経営では、グループ全体最適の観点から、資本・リスク・リターンのバランスを適切にコントロールしており、商品開発、資産運用計画などの個別施策においても、リスク対比のリターン(ROR)向上を重要な判断材料として、経営の意思決定に活用しています。

リスクコントロールシステム

SOMPOホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に特定・分析・評価し、経営基盤の安定に資する強固なリスクコントロールシステムを構築しています。

(1)重大リスク管理

「事業に重大な影響を及ぼす可能性があるリスク」を「重大リスク」と定義し、事業の抱えるリスクを網羅的に把握・評価しています。各重大リスクの管理態勢の十分性を確認し、リスクを定性・定量の両面から評価し、管理状況をモニタリングします。管理態勢の強化を要すると判断した場合には、責任者を定めて対応策を実施します。

また、「現時点では重大リスクではないが、環境変化などにより新たに発現または変化し、今後、グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク」を「エマージングリスク」と定め、重大リスクへの変化の予兆をとらえて適切に管理します。エマージングリスクは、損失軽減の観点だけではなく、新たな保険商品・サービスなどのビジネス機会の観点からも重要であり、グループ横断でモニタリング、調査研究を進めています。

(2)自己資本管理

当社は、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーションル・リスクを統一的な尺度(VaR:Value at Risk)で定量化したうえで、リスクと資本の状況を定期的にモニタリングし、リスク許容度に抵触する恐れが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

リスクの種類	内容
保険引受リスク	保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。 当社は、保険商品の開発または改定などを行う場合、商品企画部から独立した組織であるリスク管理部が保険事故発生率などに照らした保険料水準の適切性や会社業績・財務状況に及ぼし得る影響などを検証しています。また、保険事故発生率などの実績の把握・分析を行い、必要に応じて保険料率や販売方針の見直しなどの措置を講じる態勢を整備しています。
資産運用リスク	資産運用リスクとは、金利、為替等の変動や信用供与先の財務状況の悪化などにより、保有する資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 当社は、資産運用リスクモデルにより、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理しています。市場の変化に対し適時に対応できるよう、定期的に資産情報を把握し、資産運用リスク量をモニタリングしています。
オペレーションル・リスク	オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員もしくは保険募集人の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。 当社は、オペレーションル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、労務リスクおよび風評リスクに分類し、それぞれリスク管理担当部門を定めてリスク発現の防止および損失の最小化に努めています。 オペレーションル・リスクの発現は、経営の健全性を損なう可能性があるだけでなく、お客様の信頼を損なうものであることを全役職員が認識し、責任ある管理をしています。
流動性リスク	流動性リスクとは、新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、および巨大災害での多額の保険金支払いにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などで取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 当社は、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返戻金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

(3)ストレステスト

当社の経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、シナリオ・ストレステスト、リバース・ストレステストおよび感応度分析を実施し、資本およびリスクへの影響度を分析して、必要に応じ対応策を実施しています。

シナリオ・ストレステスト	大規模な自然災害や金融市場の混乱など、経営に重大な影響を及ぼすストレスシナリオが顕在化した際の影響を評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性検証などに活用することを目的として実施しています。なお、環境変化などに適切に対応するため、ストレスシナリオの妥当性を定期的に検証しています。
リバース・ストレステスト	リスク許容度などに抵触する具体的な事象を探索することで脆弱性を特定し、あらかじめ具体的なストレス事象を想定した対策を検討することを目的として実施しています。
感応度分析	主なリスク要因の変動が資本とリスクに与える影響を把握することを目的として実施しています。

(4)リミット管理

当社は与信リスク、出再リスクについてSOMPOホールディングスが定めるリミットの範囲内で、リスク許容度と整合的に設定したリミットをそれぞれ超過しないように管理しています。

システムリスクへの対応

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

近年、インターネットの利用拡大やサイバー攻撃の手口の巧妙化によるサイバーテロの脅威が高まっています。当社はサイバー攻撃によるリスクについてシステムリスク管理計画のなかでシステム対策、緊急時のために態勢整備、役員・社員への教育・訓練などに関して具体的な対策を定め定期的なモニタリングを行うとともに、重大リスクとして重点的に管理しています。

再保険に係る方針

当社は、リスク分散または収益安定の観点から、再保険を活用しています。

再保険取引においては、格付けをもとに信用力を重視して出再先を選定するとともに、特定の再保険会社に過度に取引が集中しないように、格付けに応じたリミットを設定して管理しています。

(5)業務継続体制

当社は、「SOMPOグループ 業務継続体制構築基本方針」に沿って、サイバー攻撃や大規模自然災害・感染症などの危機発生時における経営基盤の安定と健全性の確保に努めています。

大規模災害等への対応

サイバー攻撃や大規模自然災害・感染症などの危機発生時においても主要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として、「業務継続体制構築基本規程」を定めています。

この規程に従い、サイバー攻撃や大規模自然災害・感染症などの危機発生から収束に至るまで適切に対応し、継続すべき重要業務および危機対応における計画を定め、また継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績運動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴

い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = 90% - [(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2]

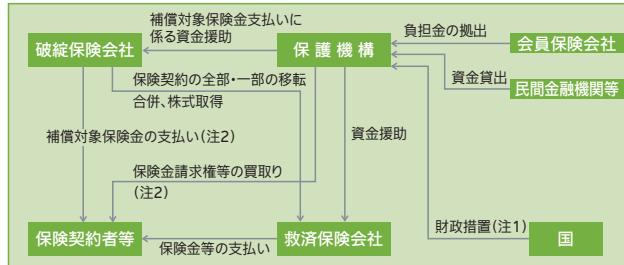
(注1)基準利率は、保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

仕組みの概略図

○救済保険会社が現れた場合



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

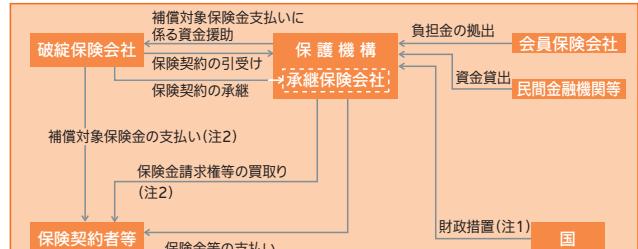
(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820 公式ウェブサイト <https://www.seihohogo.jp/>
<月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時>

○救済保険会社が現れない場合



役員一覧

取締役

(2024年7月1日現在)



代表取締役社長
社長執行役員CEO

オオバ ヤスヒロ
大場 康弘

1965年9月30日生まれ



取締役
常務執行役員

カワチ サチコ
河合 佐知子

1967年8月20日生まれ

略歴

- 1988年 4月 安田火災海上保険株式会社
(現 損害保険ジャパン株式会社)入社
2014年 7月 当社取締役執行役員経営企画部長
2016年 4月 当社取締役常務執行役員
2018年 4月 当社代表取締役社長社長執行役員
SOMPOホールディングス株式会社
国内生命保険事業オーナー執行役員
2018年 6月 同社国内生命保険事業オーナー取締役
2019年 6月 同社国内生命保険事業オーナー執行役
2022年 4月 当社代表取締役社長執行役員CEO(現職)
2024年 4月 SOMPOホールディングス株式会社
国内生命保険事業CEO執行役(現職)

略歴

- 1991年 8月 アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2020年 4月 当社執行役員事務改革推進部長
2021年 4月 当社執行役員コンタクトサービス部長
2023年 4月 当社取締役常務執行役員(現職)



取締役
執行役員CSO

トリカイ ジュンイチ
鳥飼 淳一

1972年11月25日生まれ



取締役
(非常勤)

ハマダ マサヒロ
濱田 昌宏

1964年12月18日生まれ

略歴

- 1998年 9月 アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2023年 4月 当社取締役執行役員CSO 経営企画部長(現職)

略歴

- 1988年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン株式会社)入社
2016年 4月 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
(現 SOMPOホールディングス株式会社)
執行役員経営企画部長
2018年 4月 同社グループCSO兼グループCIO常務執行役員
2018年 6月 同社グループCSO兼グループCIO取締役常務執行役員
2019年 4月 同社グループCFO兼グループCIO取締役常務執行役員
SOMPOケア株式会社取締役
2019年 6月 SOMPOホールディングス株式会社
グループCFO兼グループCIO執行役常務
2020年 1月 同社グループCFO兼グループCSO(共同)兼グループCIO執行役常務
2020年 4月 同社グループCFO兼グループCSO(共同)執行役常務
2021年 4月 同社グループCFO兼グループCSO(共同)執行役専務
2021年 7月 SOMPO Light Vortex株式会社取締役(現職)
2022年 4月 SOMPOホールディングス株式会社
グループCFO兼グループCSO執行役専務
当社取締役(現職)
2024年 4月 SOMPOホールディングス株式会社
グループCFO執行役専務
損害保険ジャパン株式会社 取締役(現職)
2024年 6月 SOMPOホールディングス株式会社
グループCFO取締役代表執行役専務(現職)

役員一覧



取締役
(非常勤)

久米 康樹

1972年 1月14日生まれ

略歴

1995年 4月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン株式会社)入社
2016年10月	SOMPOホールディングス株式会社 介護・ヘルスケア事業部特命部長
	SOMPOケア株式会社取締役社長室長
2017年 4月	SOMPOホールディングス株式会社介護・ヘルスケア事業部長
2017年 7月	SOMPOケアメッセージ株式会社執行役員CEO室長 SOMPOケアネクスト株式会社執行役員CEO室長
2018年 4月	SOMPOホールディングス株式会社シニアマーケット事業部長 SOMPOケア株式会社執行役員
	SOMPOケアネクスト株式会社執行役員
2018年 7月	SOMPOケア株式会社執行役員CSO
2019年11月	SOMPOホールディングス株式会社 シニアマーケット事業部長(兼)経営企画部特命部長
2020年 1月	SOMPOホールディングス株式会社経営企画部長
2022年 4月	SOMPOホールディングス株式会社 介護・シニア副事業オーナー 執行役員 SOMPOケア株式会社取締役(現職)
2023年10月	エヌ・デー・ソフトウェア株式会社社外取締役(現職)
2024年 4月	SOMPOホールディングス株式会社執行役員常務 (Wellbeing副本部長)(現職) 当社取締役(現職)

執行役員

(2024年7月1日現在)



代表取締役社長
社長執行役員CEO

オオバ ヤスヒロ
大場 康弘

1965年9月30日生まれ

略歴

取締役の欄をご参照ください。



専務執行役員

モリタ トモユキ
森田 智之

1966年9月13日生まれ

略歴

1995年 6月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社 (現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2016年 4月	当社執行役員営業企画部長
2017年 2月	当社執行役員営業企画部長兼トレーニングセンター室長
2018年 4月	当社執行役員保険金サービス部長
2020年 4月	当社執行役員関西第一統括部長
2021年 4月	当社常務執行役員
2023年 4月	当社専務執行役員(現職)



常務執行役員

イワキリ ケンイチ
岩切 健一

1967年1月26日生まれ

略歴

1995年 1月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社 (現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2018年 4月	当社執行役員首都圏開発営業部長
2020年 4月	当社執行役員営業企画部長
2021年 4月	当社常務執行役員営業企画部長
2022年 4月	当社取締役常務執行役員
2024年 4月	当社常務執行役員(現職)



取締役
常務執行役員

カワイ サチコ
河合 佐知子

1967年8月20日生まれ

略歴

取締役の欄をご参照ください。



常務執行役員

ムラカミ ヒデアキ
邨上 英彰

1969年3月16日生まれ

略歴

1997年11月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社 (現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2020年 4月	当社執行役員人財開発部長
2022年 4月	当社執行役員CHRO 人財開発部長
2023年 4月	当社常務執行役員(現職)



常務執行役員

ナカガワ ユウコ
中川 ゆう子

1972年10月15日生まれ

略歴

2016年 3月	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 (現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2020年 4月	当社執行役員事業企画部長
2023年 4月	当社常務執行役員事業企画部長
2024年 4月	当社常務執行役員(現職) SOMPOホールディングス株式会社執行役員 (Wellbeing担当)(現職) SOMPOケア株式会社取締役(現職)

役員一覧



常務執行役員

カナミツ ユウスケ
金光 裕右

1974年5月11日生まれ

略歴

- 1998年 4月 安田火災海上保険株式会社
(現 損害保険ジャパン株式会社)入社
- 2022年 4月 当社執行役員CSO 経営企画部長
- 2023年 4月 当社常務執行役員(現職)



執行役員

コバヤシ ノブユキ
小林 伸行

1968年8月22日生まれ

略歴

- 2003年 4月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
- 2021年 4月 当社執行役員中部統括部長(現職)



執行役員CRO

フカボリ ケイ
深堀 圭

1969年12月2日生まれ

略歴

- 1992年 4月 安田火災海上保険株式会社
(現 損害保険ジャパン株式会社)入社
- 2022年 4月 当社執行役員CX推進部長
- 2024年 4月 当社執行役員CRO(現職)



執行役員CDO

ニシカワ モトユキ
西川 素之

1971年2月3日生まれ

略歴

- 1995年 4月 アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
- 2022年 4月 当社執行役員CDO
- 2022年10月 当社執行役員CDO デジタル・データ企画部長
- 2024年 4月 当社執行役員CDO DX推進部長(現職)



執行役員COO

アラキ シンゴ
荒木 真悟

1972年8月10日生まれ

略歴

- 1996年 4月 アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
- 2022年 4月 当社執行役員九州統括部長
- 2024年 4月 当社執行役員COO 業務推進部長(現職)



執行役員CFO

ノベザワ テツヤ
延沢 哲也

1967年8月2日生まれ

略歴

- 2007年 4月 株式会社損害保険ジャパン
(現 損害保険ジャパン株式会社)入社
- 2023年 4月 当社執行役員CFO 経理財務部長(現職)



執行役員CHRO

ノダ ミチコ
野田 美智子

1972年5月11日生まれ

略歴

- 1997年 5月 アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
- 2023年 4月 当社執行役員CHRO 人財開発部長(現職)

取締役
執行役員CSO

トリカイ ジュンイチ
鳥飼 淳一

1972年11月25日生まれ

略歴

取締役の欄をご参照ください。



執行役員CIO

ヨシザワ ヒロシ
吉澤 浩史

1974年11月18日生まれ

略歴

- 2007年 2月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2023年 4月 当社執行役員CIO 情報システム部長(現職)



執行役員

タカハシ シゲアキ
高橋 重明

1973年10月31日生まれ

略歴

- 1996年 4月 アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2018年 4月 当社営業企画部市場開発室長
2021年 4月 当社関東統括部長
2024年 4月 当社執行役員(嘱)金融機関推進部長(現職)

役員一覧

監査役

(2024年7月1日現在)



常勤監査役

カンノ ミヨ
菅野 文雄

1967年12月5日生まれ

略歴

- 2002年 5月 安田火災ひまわり生命保険株式会社
(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社)入社
2016年 4月 当社執行役員経営企画部長
2017年 9月 当社執行役員商品企画部長
2020年 4月 当社取締役執行役員商品企画部長
2020年 7月 当社取締役執行役員
2022年 4月 当社取締役執行役員CRO
2023年 4月 当社顧問
2023年 6月 当社監査役(現職)



常勤監査役

タカギシ ヒロヨシ
高岸 弘佳

1965年3月6日生まれ

略歴

- 1987年 4月 安田火災海上保険株式会社
(現 損害保険ジャパン株式会社)入社
2017年 4月 同社執行役員甲信越本部長兼北陸本部長
2020年 4月 同社常務執行役員
2023年 4月 同社顧問
2023年 6月 当社監査役(現職)



監査役

ヨシダ ナオコ
吉田 尚子

1966年7月17日生まれ

略歴

- 1989年 4月 株式会社サンリオ入社
1999年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
2000年 4月 澤井法律事務所 弁護士
2008年 4月 山本・吉田法律事務所 弁護士(現職)
2020年 6月 当社監査役(現職)